

八潮市一般廃棄物処理基本計画

～ごみ処理編～

(2022～2031年度)

令和4年3月

八潮市

<目 次>

1. 計画策定の基本的事項.....	1
1.1. 計画の趣旨.....	1
1.2. 計画の位置付け.....	2
1.3. 計画の期間.....	3
1.4. 対象区域及び対象とする廃棄物の範囲.....	3
2. 八潮市の概況.....	4
2.1. 自然と歴史.....	4
2.2. 人口.....	5
2.3. 産業.....	6
3. ごみ処理の現状.....	7
3.1. ごみ処理の現状.....	7
3.2. ごみ処理の実績.....	17
3.3. 組合構成市町との比較.....	28
4. ごみ処理の課題と将来推計.....	30
4.1. ごみ処理の評価.....	30
4.2. ごみ処理の課題.....	31
4.3. ごみ処理の将来予測（現状のまま推移した場合）.....	32
5. ごみ処理基本計画.....	35
5.1. 基本理念及び基本方針.....	35
5.2. 国及び県の動向.....	38
5.3. 関連計画.....	39
5.4. 減量化目標及び資源化目標.....	41
5.5. 目標達成に向けた施策.....	45
◆ 資料編 ◆.....	51
資料-1 八潮市の廃棄物処理の沿革.....	55
資料-2 八潮市の条例.....	59
資料-3 ごみ処理の予測.....	73

1. 計画策定の基本的事項

1.1. 計画の趣旨

市町村は、当該地域の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならないとされています(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項)。

八潮市(以下、「本市」という)は、平成29年3月に「八潮市一般廃棄物処理基本計画-ごみ処理編-」(改訂版)を策定し、ごみの減量化や資源化、さらには適正な処理に取り組んできました。

近年の国際的な風潮として、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。国も持続可能な社会づくりの総合的な取組みを目指し、平成30年(2018年)6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(令和元年10月)や、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを旨とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布(令和3年6月)など循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

埼玉県(以下、「県」という)でも、令和3年3月に食品ロス削減推進計画としての位置付けも包括した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されています。

また、本市では令和3年4月に可燃ごみとし尿を共同で処理する5市1町で「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行いました。

本計画は、これらの廃棄物を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、本市の廃棄物処理事業の指標となるごみ処理に関する内容について計画的に推進するため策定するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」の第6条第1項の規定に基づいて、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

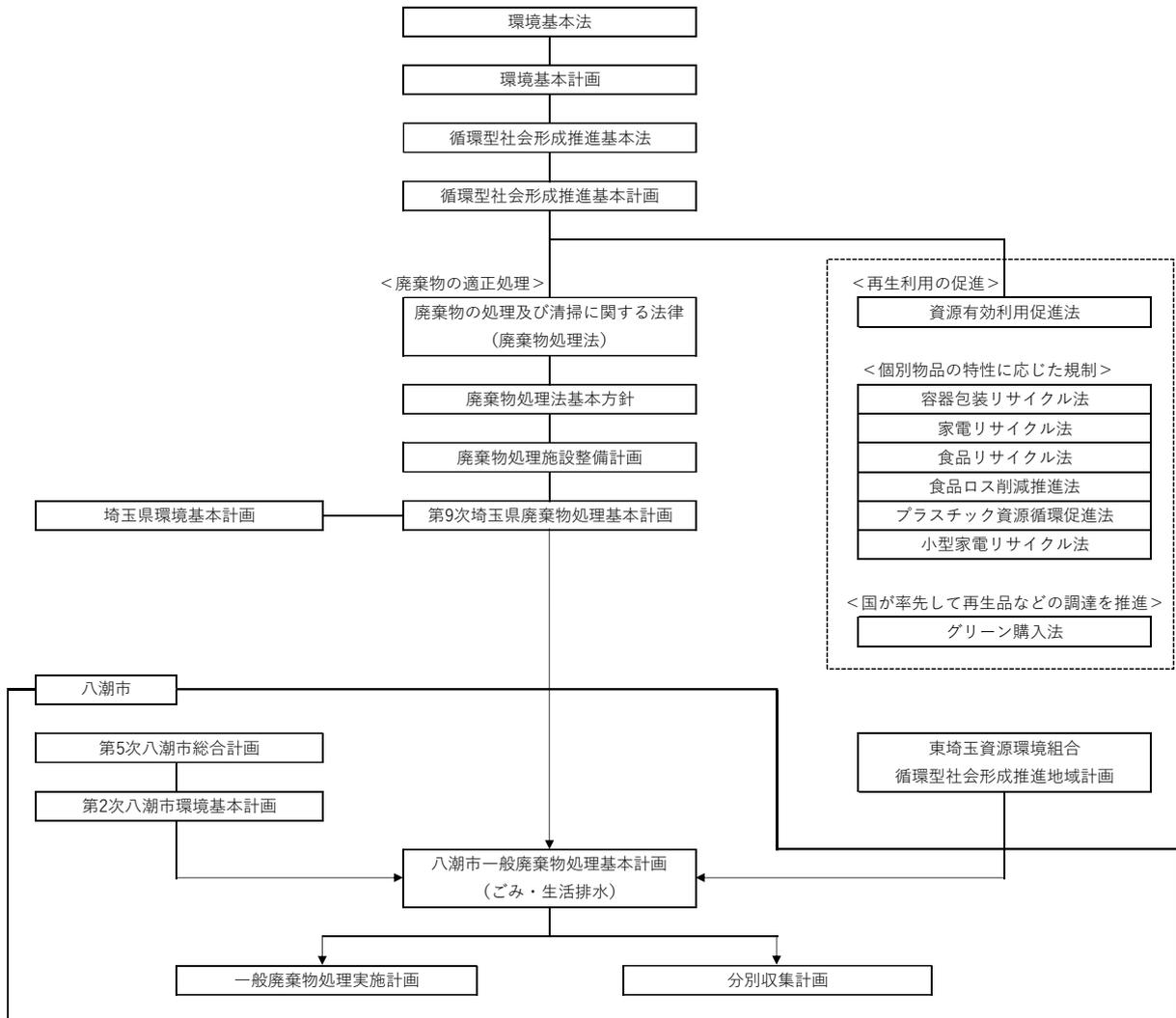


図 1-1 本計画の位置付け

1.3. 計画の期間

本計画は、今後10年間を本計画の計画対象期間とし、計画目標年度は令和13年度とします。

ただし、社会情勢の変化があった場合には適宜見直すこととします。

《計画目標年次》
◆計画目標年：令和13年度（2031年）

1.4. 対象区域及び対象とする廃棄物の範囲

本計画の対象区域は本市の区域全域とし、対象とする廃棄物の範囲は次の通りです。

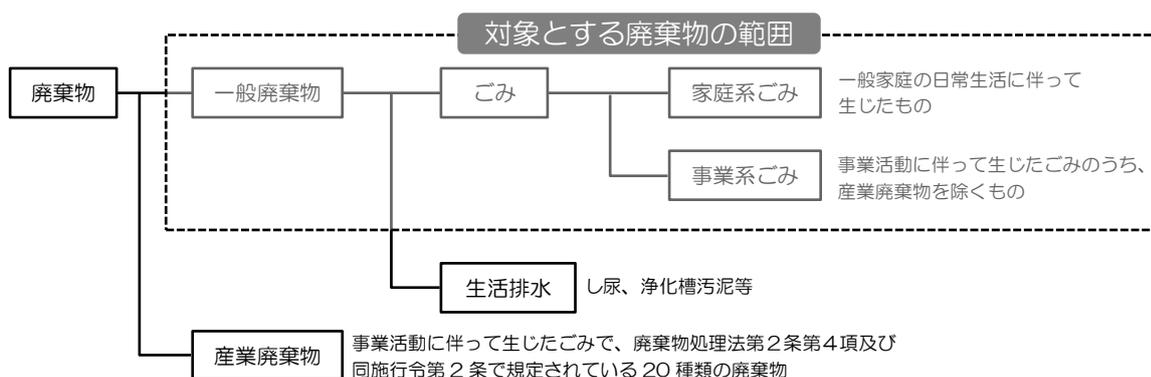


図 1-2 対象とする廃棄物の範囲

2. 八潮市の概況

2.1. 自然と歴史

本市は、埼玉県南部、東京都心から約 15km の位置にあり、中川低地の南端に位置し、中川と綾瀬川にはさまれた自然堤防と後背湿地からなる面積 18.02km² の平坦な地域です。

本市地域は、昔から江戸の穀倉地帯であり、米や野菜の生産を中心とする純農村として栄えてきました。

その後、首都圏の人口と産業の集中の影響を受け、工場や住宅の立地が進み、人口も順調に増加してきました。

また、平成 17 年のつくばエクスプレスの開通以降は、八潮駅周辺の都市基盤整備と併せて人口も更に増加しました。



図 2-1 八潮市の位置

(資料) 第 5 次八潮市総合計画

2.2. 人口

本市の人口及び世帯数の推移は、表 2-1 及び図 2-2 に示すとおりです。

人口推移は、増加傾向を示しており、令和2年度の人口は、92,496 人となっています。世帯数も増加傾向を示しており、令和2年度の世帯数は、44,482 世帯となっています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

項目		H28	H29	H30	H31-R1	R2
人口	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496
世帯数	世帯	39,704	41,243	42,871	43,824	44,482
1世帯あたり人口	人/世帯	2.20	2.16	2.13	2.11	2.08

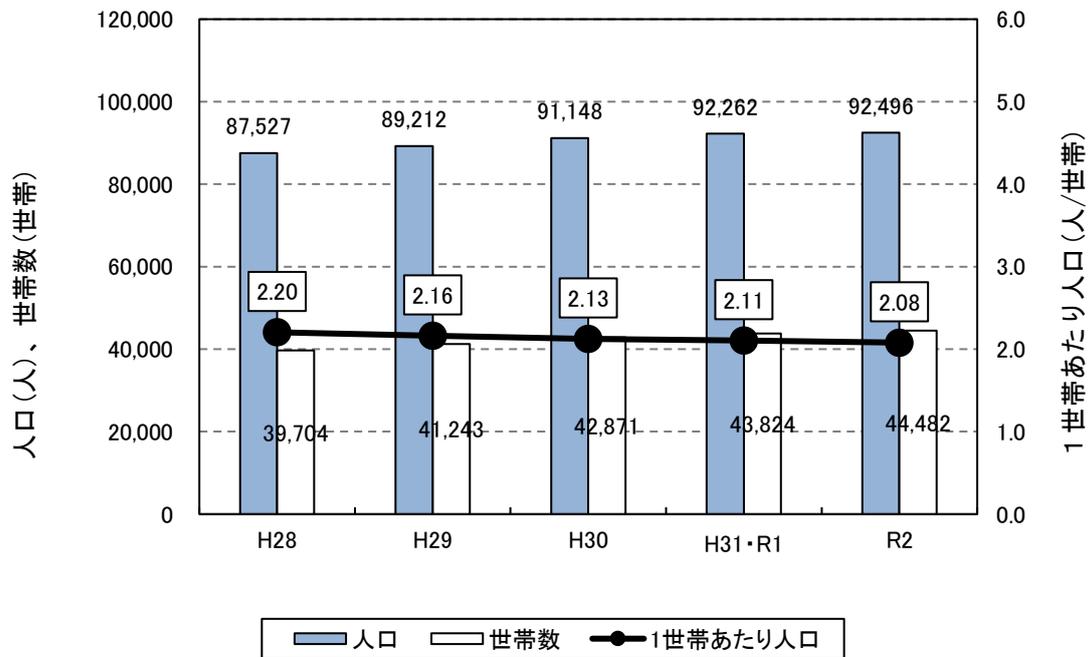


図 2-2 人口及び世帯数の推移

*各年度人口は、年度末人口です。

2.3. 産業

本市の産業別人口（経済センサス調査結果）の推移は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりです。

第一次、第二次産業に従事する人口は減少傾向に、第三次産業に従事する人口は増加傾向にあります。

平成 28 年度の本市の従事者人口の割合は、第三次産業が 55.8%で最も多く、次いで、第二次産業が 44.2%となっています。

表 2-2 産業別人口の推移

項目		H21	H24	H26	H28
第一次産業	人	24	13	15	15
第二次産業	人	21,424	19,724	19,078	19,091
第三次産業	人	21,908	22,095	23,506	24,110
合計	人	43,374	41,832	42,599	43,216

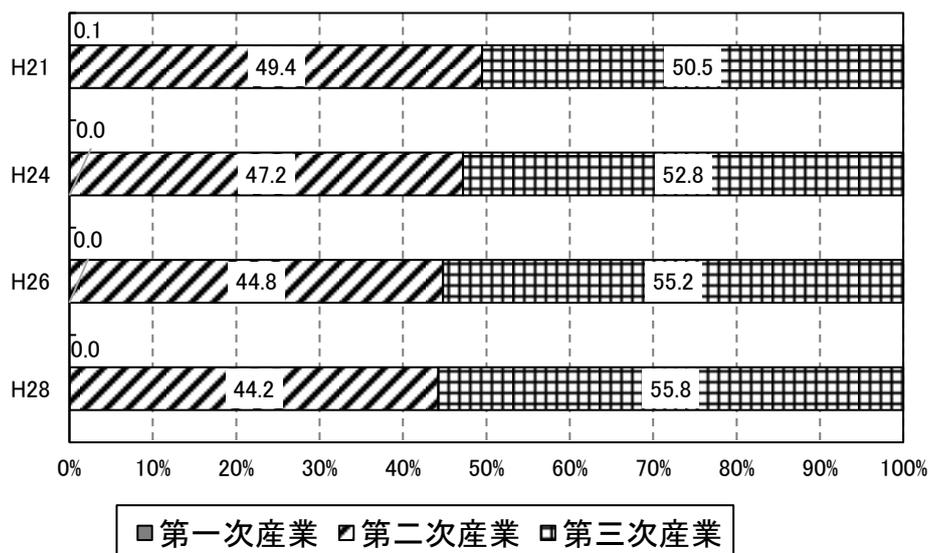


図 2-3 産業別人口の推移

(資料) 平成 21 年経済センサス基礎調査
 平成 24 年経済センサス活動調査
 平成 26 年経済センサス基礎調査
 平成 28 年経済センサス活動調査

3.1.2. ごみ処理体制

1) 収集・運搬の状況

本市の家庭系ごみの収集・運搬体制は、表 3-1 に示すとおりです。現状の分別区分は、4 区分 9 種分別となっています。

表 3-1 家庭系ごみの収集・運搬体制

区分	品目	収集容器	収集方式	収集頻度
燃えるごみ	生ごみ、皮革製品、ゴム製品、プラスチック類	袋 (透明・半透明)	集積所	週 2 回
資源ごみ	ビン・カン類 布類	袋 (透明・半透明)	集積所	月 3~4 回
	ペットボトル	専用ネット袋		月 2 回
	紙類	ひもで縛る		
	白色トレイ	専用容器	拠点回収	随時
燃えないごみ 有害ごみ	金属類 小型電気製品 乾電池、蛍光灯 体温計(水銀計)	袋 (透明・半透明)	集積所	月 1 回
粗大ごみ	家具、寝具、大型 家電 など	—	戸別収集 (事前申込制) 直接持込	随時 (平日)

次に、本市で収集しないごみの品目を、表 3-2 に示します。事業系ごみや家電リサイクル法対象品目は、一般廃棄物処理許可業者などが収集し、適正な搬入先に運搬する必要があります。

表 3-2 市で収集しないごみ

項目	品目
事業系ごみ	事務所(飲食店、商店、工場、会社、事務所、美容室、病院など)から排出されるごみ(生ごみ、ビン・カン、ペットボトルなども含む)
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
パソコン	パソコン、ディスプレイ
処理困難物	土、砂利、石、汚泥、塗料、消火器、医療廃棄物(注射器、注射針など)、がれき類、建築資材、ブロック、コンクリート、石膏ボード、タイル、ピアノ、廃油、廃酸、廃アルカリ、耐火金庫、タイヤ、車などのバッテリー、自動車部品 など
多量ごみ	引っ越し、家屋の片づけ、庭木の刈り込みなどにより出る多量のごみ
産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみで、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める 20 種類の廃棄物

また、集団回収は、市内で60程度の団体(自治会、子ども会など)が活動しており、以下の項目について行われています。

- ・ 古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック)
- ・ 布類
- ・ 鉄類
- ・ ビン
- ・ ペットボトル

2) 中間処理

本市の中間処理は、広域で処理（東埼玉資源環境組合で可燃ごみ、枝・草を処理）するものと市単独で処理（資源物、不燃ごみ・有害ごみ、粗大ごみ）するものがあります。

(1) 焼却処理

① 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

組合構成市町から発生する可燃ごみを処理する東埼玉資源環境組合の第一工場ごみ処理施設の概要は、表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設の概要

所在地	埼玉県越谷市増林三丁目 2 番地 1
敷地面積	45,875.44 m ² (堆肥化施設を含む)
建築面積	20,297.61 m ²
延べ面積	56,989.74 m ²
焼却処理 方式・能力	全連続燃焼式機械炉 800t/日(200t/日×4 炉)
発電 方式・能力	抽気復水タービン 24,000kW(12,000kW×2 基)
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
焼却灰溶融処理 方式・能力	アーク式電気溶融炉(現在停止中) 80t/日(2 炉:うち予備 1 炉)
余熱利用	発電、場内熱供給(給湯)、ゆりのき荘・越谷市民プール・ 農業技術センターへの熱供給(高温水)
工期	着工:平成 3 年 12 月 25 日 竣工:平成 7 年 09 月 30 日



図 3-2 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

(資料) 東埼玉資源環境組合 事業概要 (令和 2 年度版)

② 東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設

東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設は平成 28 年 4 月から稼働し、組合構成市町から発生する可燃ごみの処理をしています。

なお、本市の可燃ごみは、主に第二工場ごみ処理施設で処理されています。

第二工場ごみ処理施設の概要は、表 3-4 に示すとおりです。本施設は、直接ガス化溶融炉方式を採用しており、灰溶融をせずにスラグ化することが可能です。

表 3-4 東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設の概要

所在地	埼玉県草加市柿木町 107 番地 1
敷地面積	33,925.16 m ²
建築面積	7,685.57 m ²
延べ面積	15,379.29 m ²
焼却処理 方式・能力	直接ガス化溶融炉 297t/日(148.5t/日×2 炉)
発電 方式・能力	抽気復水タービン 9,400kW×1 基 太陽光発電 30kW
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
余熱利用	発電、場内熱供給(給湯) 市民温水プール(停止中)、老人福祉センターへ熱供給(蒸気)
工期	着工:平成 25 年 3 月 27 日 竣工:平成 28 年 3 月 15 日



図 3-3 東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設

(資料) 東埼玉資源環境組合 事業概要 (令和 2 年度版)

(2) 焼却以外の中間処理

① 八潮市リサイクルプラザ（資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）

本市から発生する不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（古紙・ペットボトルは除く）は、八潮市リサイクルプラザで中間処理を行っています。八潮市リサイクルプラザの概要は、表 3-5 に示すとおりです。

リサイクルプラザでは資源として収集されたビン、カン、布類に加えて、不燃ごみや粗大ごみから有価物を回収しています。

これらに関する処理処分の方法は、表 3-6 に示すとおりです。

表 3-5 八潮市リサイクルプラザの概要

所在地	埼玉県八潮市大字八條 2365 番地 1
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
敷地面積	約 6,100 m ²
建設面積	1,664.56 m ²
延べ面積	3,190.955 m ²
施設形態	選別・圧縮・破碎
処理形態	選別後、可燃物は焼却処理、資源は回収、不燃残渣は埋立処分
処理能力	30 t/日
工期	着工：平成 5 年 11 月 竣工：平成 7 年 3 月

表 3-6 処理処分の方法

品目	処理処分の方法
ビン・カン	手選別により最初に生びんが分別される。その後、不燃・資源ごみ用磁選機によりスチール缶が分別され、アルミ缶、ガラスカレットについては手選別で分別される。
古紙・布	市で収集した古紙・布類については、委託された民間の資源化業者によって処理される。
不燃ごみ	不燃ごみ中に含まれる鉄類は、不燃・資源ごみ用磁選機により分別される。アルミニウム類、ガラス類は磁選機通過後、手選別で分別される。
粗大ごみ (破碎を要する 不燃ごみを含む)	粗大ごみは、破碎後、粗大ごみ系磁選機及び手選別により有価物が分別される。
ペットボトル	ペットボトルは回収後、資源化業者へ搬送される。
白色トレイ	白色トレイは回収後、重量測定をした後、資源化業者へ搬送される。



図 3-4 八潮市リサイクルプラザ
(資料) 八潮市リサイクルプラザパンフレット

② 東埼玉資源環境組合堆肥化施設（剪定枝）

本市で発生した剪定枝や刈草を処理している東埼玉資源環境組合の堆肥化施設の概要は、表 3-7 に示すとおりです。

表 3-7 東埼玉資源環境組合堆肥化施設の概要

所在地	埼玉県越谷市増林三丁目 2 番地 1
敷地面積	7,800 m ²
建築面積	2,772.22 m ²
延べ面積	2,772.22 m ²
方式能力	一次破碎機: 4.5 t/h 二次破碎機: 3.0 t/h 三次破碎機: 0.9 t/h

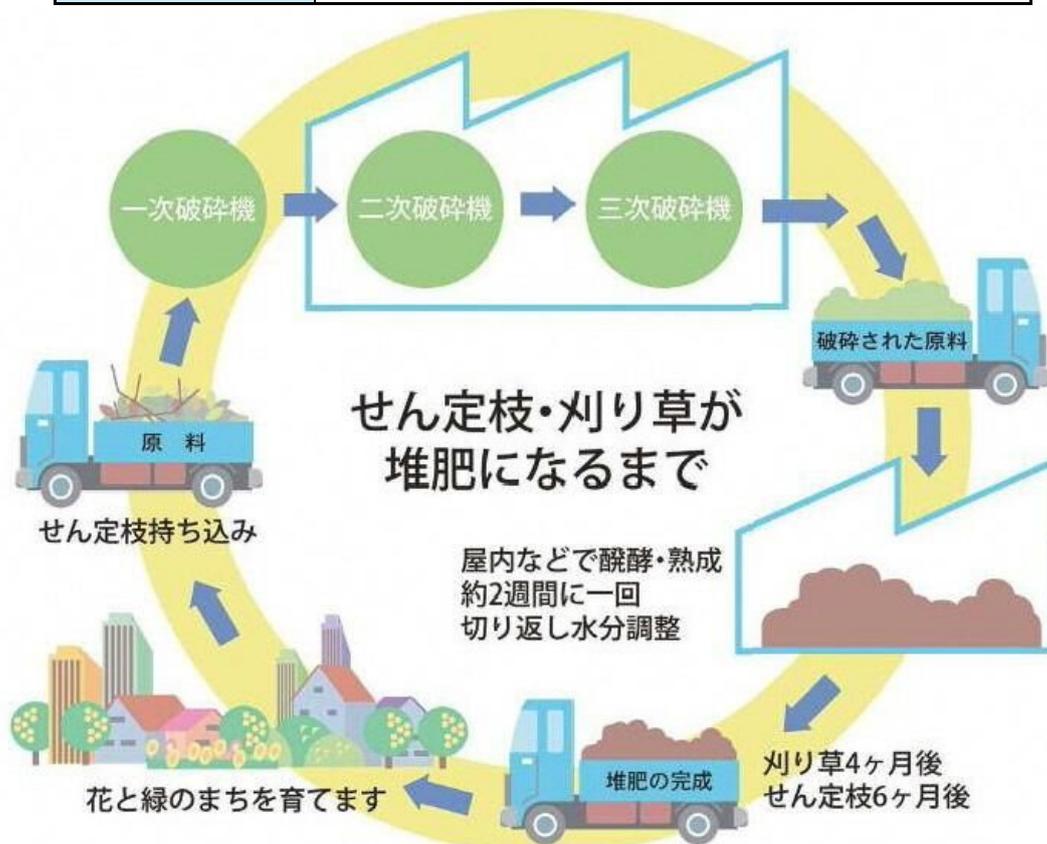


図 3-5 東埼玉資源環境組合堆肥化施設

(資料) 東埼玉資源環境組合 事業概要 (令和 2 年度版)

3) 最終処分

(1) 可燃ごみ

東埼玉資源環境組合のごみ処理施設で発生した焼却残渣、溶融後に発生する溶融スラグについては、東埼玉資源環境組合の処分場であるエコパーク吉川「みどり」で埋立処理していましたが、現在は、焼却残渣、溶融後に発生する溶融スラグの搬入を停止しているため、現状のままで覆土しています。

エコパーク吉川「みどり」の概要は、表 3-8 に示すとおりです。

表 3-8 エコパーク吉川「みどり」の概要

所在地	埼玉県吉川市大字高久 666 番地 1
埋立対象物	溶融スラグ
埋立地面積	約 31,000 m ²
埋立容量	約 170,000 m ³



図 3-6 エコパーク吉川「みどり」(建設時)



図 3-7 エコパーク吉川「みどり」(埋立状況)

(資料) 東埼玉資源環境組合 事業概要 (令和 2 年度版)

(2) 不燃ごみ、資源分別残渣

リサイクルプラザで破碎された不燃ごみ及び資源分別で発生した不燃残渣については、八潮市一般廃棄物最終処分場で埋立処理されています。八潮市一般廃棄物最終処分場の概要は、表 3-9 示すとおりです。

表 3-9 八潮市一般廃棄物最終処分場の概要

所在地	埼玉県八潮市大字八條 2452 番地 1
埋立対象物	不燃物
埋立地面積	約 9,454 m ²
埋立容量	約 28,700 m ³
埋立率	22.93%
工期	着工:平成 4 年 10 月 20 日 竣工:平成 6 年 9 月 30 日



図 3-8 八潮市一般廃棄物最終処分場

(資料) 八潮市一般廃棄物最終処分場パンフレット

3.1.3. 減量・資源化に向けた普及啓発活動の実施状況

本市の普及啓発活動の実施状況は、表 3-10 に示すとおりです。

表 3-10 普及啓発活動の実施状況

取り組み内容	具体的な取り組み
多様な啓発活動の実施	<p>広報やしお及び市のホームページに廃棄物や食品ロスに関する記事を掲載するとともに、ごみ収集カレンダーを配布し、また、スマートフォンの分別アプリによる排出方法、分別などについて啓発を行っています。</p> <p>リサイクルプラザでは、市民を対象とした見学会の開催や、小学生を対象とした社会科見学を実施するほか、ごみ啓発ポスター・標語の募集などを行い、啓発に努めています。</p>
容器包装廃棄物の減量化	<p>レジ袋の有料化を機に、マイバック運動を一層推進することにより、レジ袋の削減を促し、容器包装廃棄物の減量化を図っています。</p> <p>また、商品の簡易包装について、商店、スーパーマーケットなどに協力要請に努め、小売包装の簡素化などによる容器包装廃棄物の減量化を推進しています。</p>
リサイクルフェアの開催	<p>ごみの減量化、資源化を市民に呼びかけ、限りある資源の有効利用を促進するため、リサイクルフェアを年1回開催し、市民参加によるごみ問題の啓発に努めています。</p>
ごみ袋の透明・半透明化	<p>ごみ袋の透明・半透明化により、分別の徹底化及び作業員の安全確保を図っています。</p>
ゴミゼロ運動の実施	<p>毎年 5 月の最終日曜日に、「ゴミゼロ運動」を実施しています。これには、市内の各町会・自治会、小・中・高等学校、ボランティア団体、農協、スポーツ少年団が参加しています。</p>
資源物の持ち去り禁止条例	<p>市内全域のパトロールを行い、違反者を発見した場合は条例により資源物の持ち去りが禁止されていることを説明し、資源物を集積所に戻すように指導しています。</p>
集団回収団体への奨励金の交付	<p>廃棄物の減量化を図ることを目的として、日常生活に伴って排出される廃棄物の中から、再利用及び再資源化できるものを集団で回収する市民の団体に対し、奨励金を交付しています。</p>
ボランティア団体による清掃活動	<p>地域環境の保全や美化に取り組んでいる NPO や企業、学校及び町会などの地域清掃活動を支援しています。</p>

3.2. ごみ処理の実績

3.2.1. ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、表 3-11 及び図 3-9 に示すとおりです。ごみ総排出量は、わずかながら増加傾向となっており、令和 2 年度で 32,335t となっています。

1 人 1 日あたりごみ総排出量は、令和元年度までは減少していましたが、令和 2 年度は前年度から 12.02g/人・日増加し、957.78g/人・日となっています。

令和 2 年度のごみ総排出量の内訳比率は、家庭系ごみが 71.6%、事業系ごみが 26.5%、集団回収・その他が 1.9%となっています。

平成 28 年度と比較すると、事業系ごみ排出量は 8.1%減少、集団回収量は 39.8%減少、その他が 43.7%減少しているのに対し、家庭系ごみ排出量が 10%増加しているため、ごみ総排出量は 3%増加となっています。

表 3-11 ごみ総排出量の推移

項目	単位	H28	H29	H30	H31・R1	R2
人口	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496
ごみ総排出量	t	31,379.51	31,277.87	31,667.92	31,936.42	32,335.55
家庭系ごみ排出量	t	21,042.34	21,165.08	21,570.63	22,142.34	23,162.08
事業系ごみ排出量	t	9,317.78	9,191.36	9,255.42	9,046.87	8,560.85
集団回収量	t	994.43	898.45	819.03	728.50	598.56
その他	t	24.96	22.98	22.84	18.71	14.06
1 人 1 日あたりごみ総排出量	g/人・日	982.23	960.55	951.87	945.76	957.78

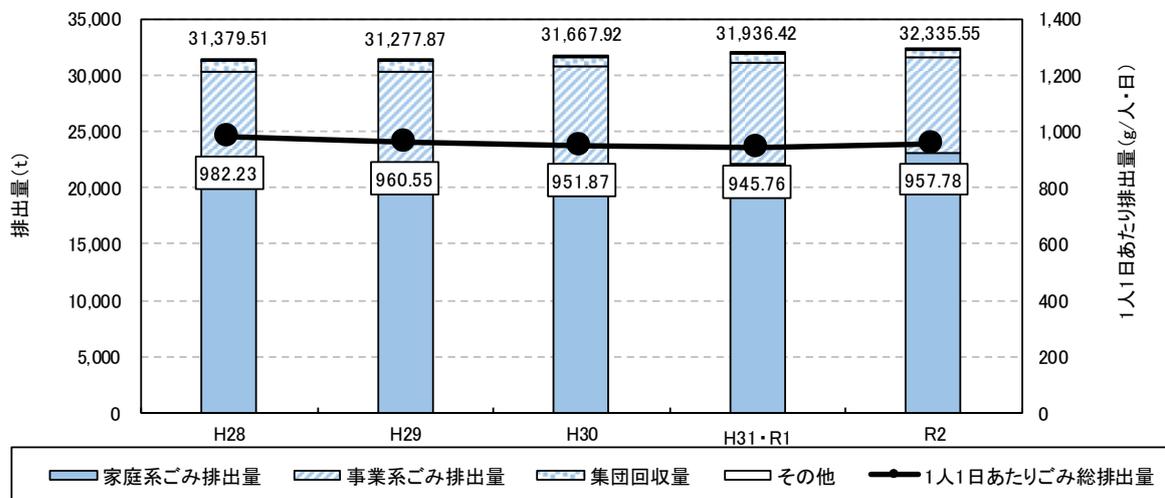


図 3-9 ごみ総排出量の推移

1) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、表 3-12 及び図 3-10 に示すとおりです。

1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、平成 30 年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度から増加に転じており、令和 2 年度で 686.1g/人・日となっています。

令和 2 年度の家庭系ごみ排出量の内訳は、可燃ごみが排出量の 82.2% を占めており、次いで資源物 (12.1%) となっています。資源物は、古紙類と布類の排出量が増加傾向となっているため、平成 28 年度と比較して全体で 18.2% 増加しています。

表 3-12 家庭系ごみ排出量の推移

項目	単位	H28	H29	H30	H31・R1	R2
家庭系ごみ排出量	t	21,042.34	21,165.08	21,570.63	22,142.34	23,162.08
可燃ごみ	t	17,611.32	17,754.92	18,039.35	18,441.92	19,034.10
不燃・有害ごみ	t	790.07	787.46	843.62	916.02	964.22
粗大ごみ	t	266.71	258.56	316.48	323.66	356.39
資源物	t	2,374.24	2,364.14	2,371.18	2,460.74	2,807.37
ピン・カン	t	1,077.45	1,046.27	1,000.55	1,001.26	1,069.55
ペットボトル	t	219.66	240.13	248.97	258.04	277.48
布類	t	160.26	155.33	160.82	173.89	212.42
古紙類	t	910.88	915.71	956.54	1,022.70	1,242.42
白色トレイ	t	0.12	0.12	0.10	0.08	0.09
枝・草	t	5.87	6.58	4.20	4.77	5.41
人 □	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	658.66	649.99	648.37	655.72	686.06

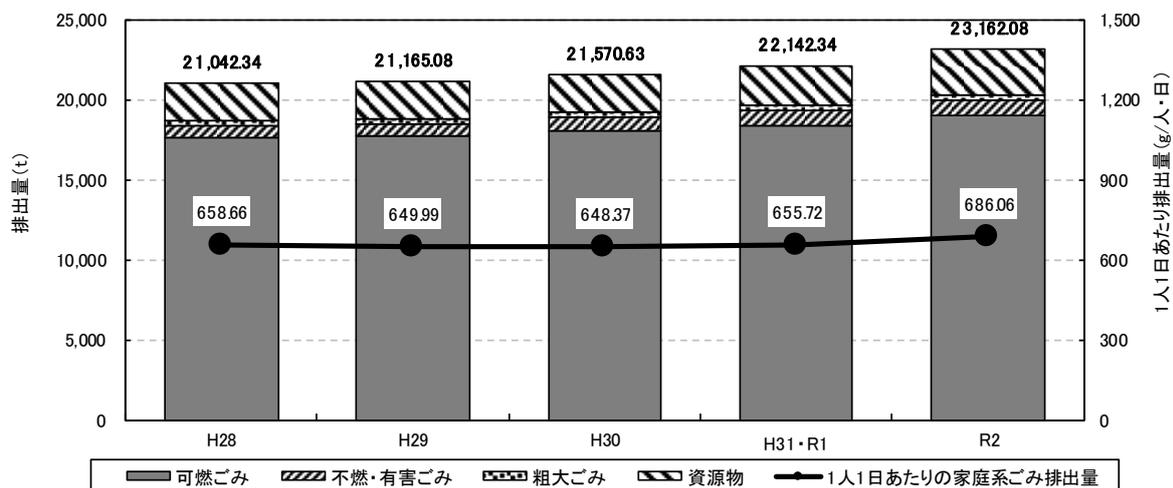


図 3-10 家庭系ごみ排出量の推移

2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、表 3-13 及び図 3-11 に示すとおりです。

事業系ごみ排出量は、全体的には減少傾向を示しており、令和 2 年度では前年から 486.02 t (5.4%) 減少し、8,560.85t となっています。

事業系ごみ排出量は、経済状況の動向に左右される側面があり、令和 2 年度はコロナ禍における飲食店などの営業自粛の影響を受けたため大きく減少したと考えられます。

なお、平成 28 年度と比較すると、可燃ごみが 8.9%減少し、事業系ごみ全体では 8.1%の減少となっています。

表 3-13 事業系ごみ排出量の推移

項目	単位	H28	H29	H30	H31・R1	R2
事業系ごみ排出量	t	9,317.78	9,191.36	9,255.42	9,046.87	8,560.85
可燃ごみ	t	9,304.69	9,065.49	9,173.62	8,940.56	8,474.56
不燃・有害ごみ	t	1.07	0.35	0.04	1.09	0.08
粗大ごみ	t	2.26	0.00	0.00	0.00	0.00
資源物	t	9.76	125.52	81.76	105.22	86.21
ビン・カン	t	8.85	5.95	6.66	7.09	2.56
ペットボトル	t	0.91	0.91	1.56	2.72	1.31
枝・草	t	0.00	118.66	73.54	95.41	82.34

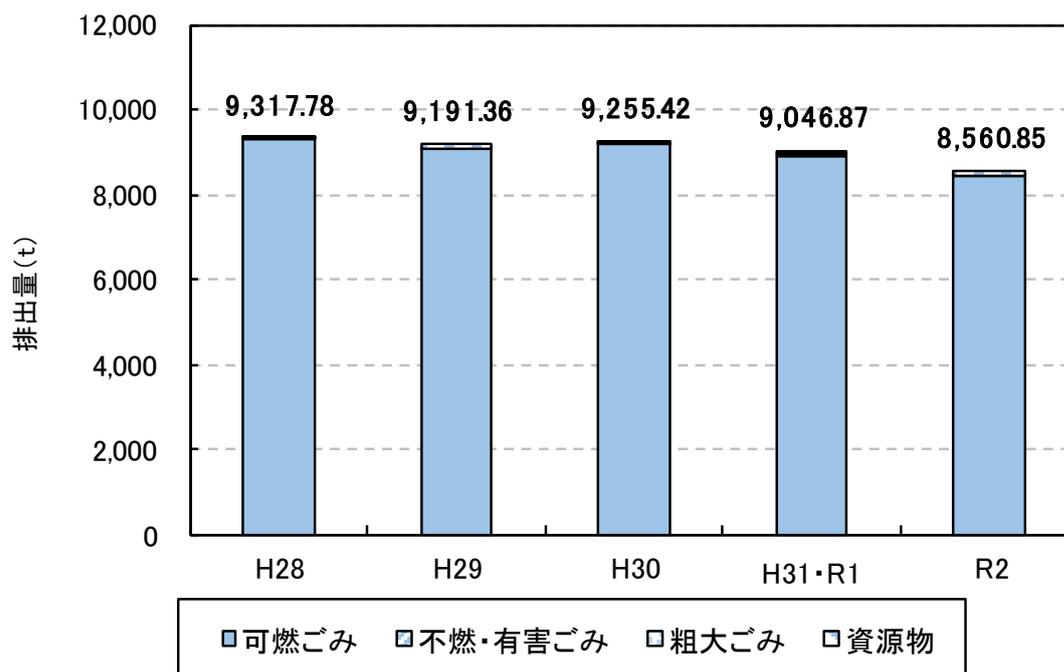


図 3-11 事業系ごみ排出量の推移

3) 集団回収量

集団回収量の推移は、表 3-14 及び図 3-12 に示すとおりです。

集団回収量は、減少傾向を示しており、令和 2 年度では 598.56 t となっています。

平成 28 年度比較すると、39.8%減少しており、主に古紙類の減少幅が大きくなっています。

表 3-14 集団回収量の推移

項目		H28	H29	H30	H31・R1	R2
集団資源回収量	t	994.43	898.45	819.03	728.50	598.56
古紙類	t	942.94	852.14	774.68	682.28	560.19
新聞	t	387.55	336.40	296.57	249.75	168.96
雑誌	t	270.61	247.82	222.00	184.68	160.54
段ボール	t	282.62	265.40	254.40	246.51	230.09
牛乳パック	t	2.16	2.53	1.71	1.34	0.60
布類	t	37.40	32.49	30.37	30.60	23.37
鉄類	t	9.13	9.88	10.64	10.96	10.92
ビン	t	3.63	2.58	1.40	1.09	0.68
ペットボトル	t	1.33	1.36	1.94	3.57	3.40

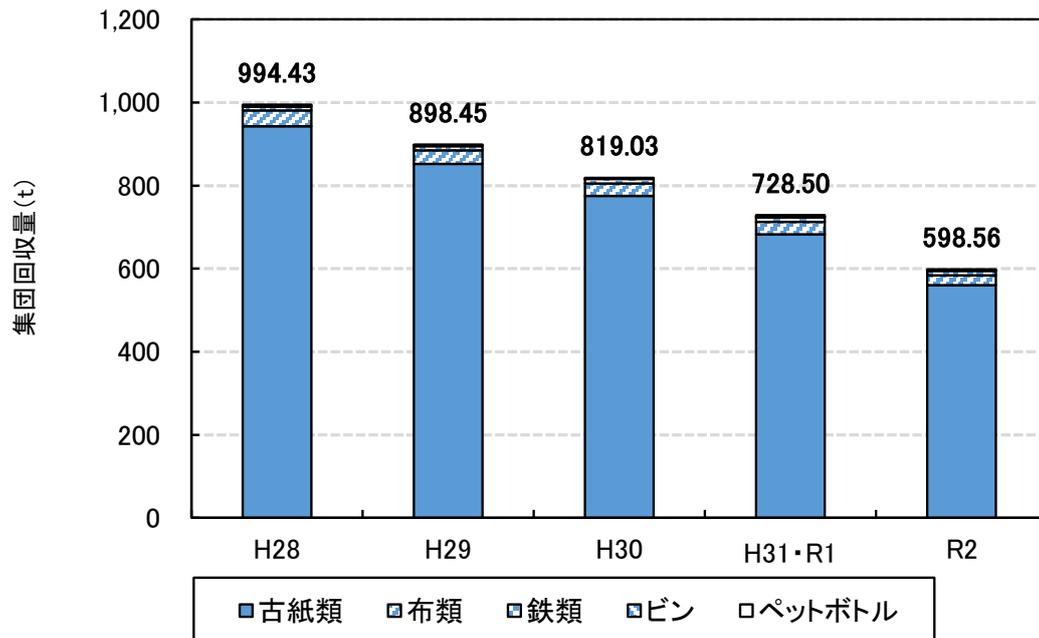


図 3-12 集団回収量の推移

4) その他のごみ

その他のごみ量の推移は、表 3-15 及び図 3-13 に示すとおりです。その他のごみは、全体として減少傾向を示しており、特に令和元年度から減少幅が大きくなり令和2年度では、14.06 t となっています。

最も多かった不法投棄が、平成 28年度と比較して 37.98%減少しており、公共施設、庁内清掃も減少していることから、全体で 43.67%減少しています。

表 3-15 その他のごみ量の推移

項目		H28	H29	H30	H31・R1	R2
その他のごみ	t	24.96	22.98	22.84	18.71	14.06
公共施設	t	8.02	9.15	7.34	8.49	4.34
町内清掃	t	1.51	1.08	1.25	1.97	0.15
不法投棄	t	15.43	12.75	14.25	8.25	9.57

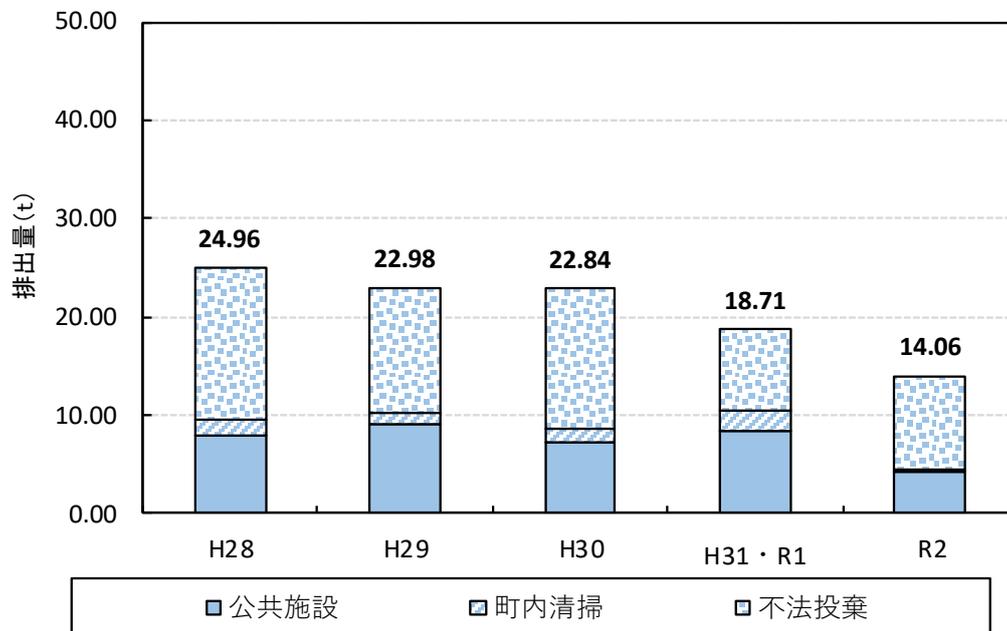


図 3-13 その他のごみ量の推移

5) 中間処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量（東埼玉資源環境組合への搬入の推移）は、表 3-16 及び図 3-14 に示すとおりです。

焼却処理量は、概ね横ばい傾向となっていますが、令和2年度は前年度から 0.5%増加し、27,508.66t となっています。

平成 28 年度と比較すると、全体では 2.2%増加となっています。

表 3-16 焼却処理量の推移

項目		H28	H29	H30	H31・R1	R2
焼却処理量	t	26,916.01	26,820.41	27,212.97	27,382.48	27,508.66
家庭系可燃ごみ・事業系可燃ごみ搬入量	t	26,417.30	26,320.90	26,647.79	26,787.50	26,854.15
リサイクルプラザ処理残差（可燃物）	t	498.71	499.51	565.18	594.98	654.51

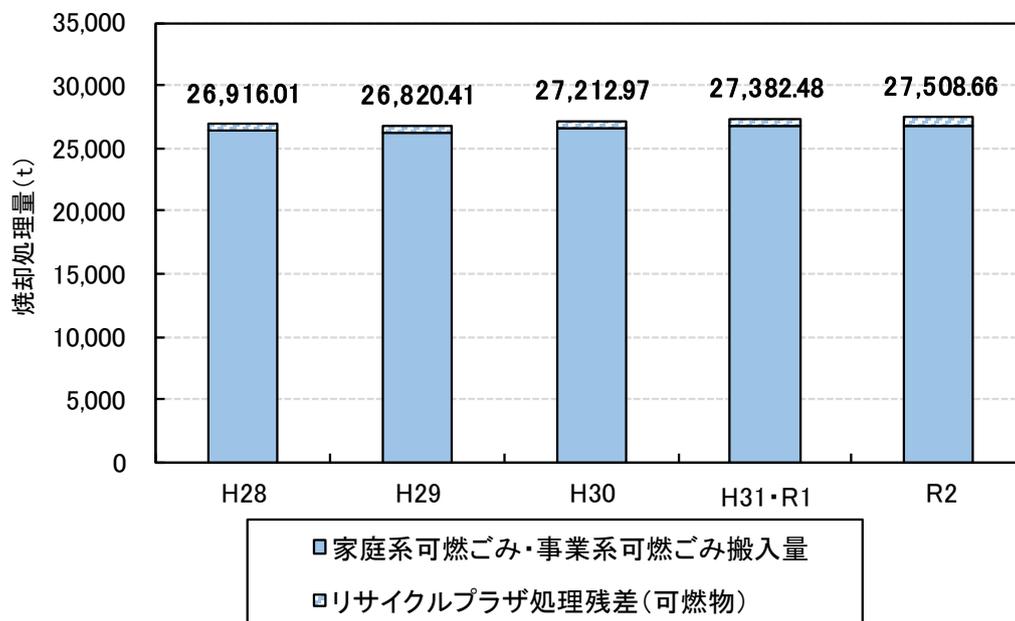


図 3-14 焼却処理量の推移

(2) 焼却以外の中間処理量

焼却以外の中間処理量（八潮市リサイクルプラザへの搬入）の推移は、表 3-17 及び図 3-15 に示すとおりです。

焼却以外の中間処理量は、全体として増加傾向を示しており、令和 2 年度では 2,898.07t となっています。

平成 28 年度と比較すると、全体で 13.2%増加しています。

表 3-17 焼却以外の中間処理量の推移

項目		H28	H29	H30	H31・R1	R2
焼却以外の中間処理量	t	2,561.20	2,517.94	2,601.54	2,702.48	2,898.07
粗大ごみ	t	243.83	221.74	269.66	268.79	284.48
資源ごみ	t	1,077.45	1,046.27	1,000.55	1,001.26	1,069.55
不燃ごみ	t	789.45	786.61	842.98	915.18	963.77
ペットボトル	t	219.66	240.13	248.97	258.04	277.48
事業ビン・カン	t	8.85	5.95	6.66	7.09	2.56
事業粗大	t	2.26	0.00	0.00	0.00	0.00
事業持込	t	1.07	0.35	0.04	1.09	0.08
個人持込	t	31.88	36.82	46.82	54.87	71.91
公共施設	t	8.02	9.15	7.34	8.49	4.34
町内清掃	t	1.51	1.08	1.25	1.97	0.15
不法投棄	t	15.43	12.75	14.25	8.25	9.57
布類	t	160.26	155.33	160.82	173.89	212.42
回収ペットボトル	t	0.91	0.91	1.56	2.72	1.31
有害ごみ	t	0.62	0.85	0.64	0.84	0.45

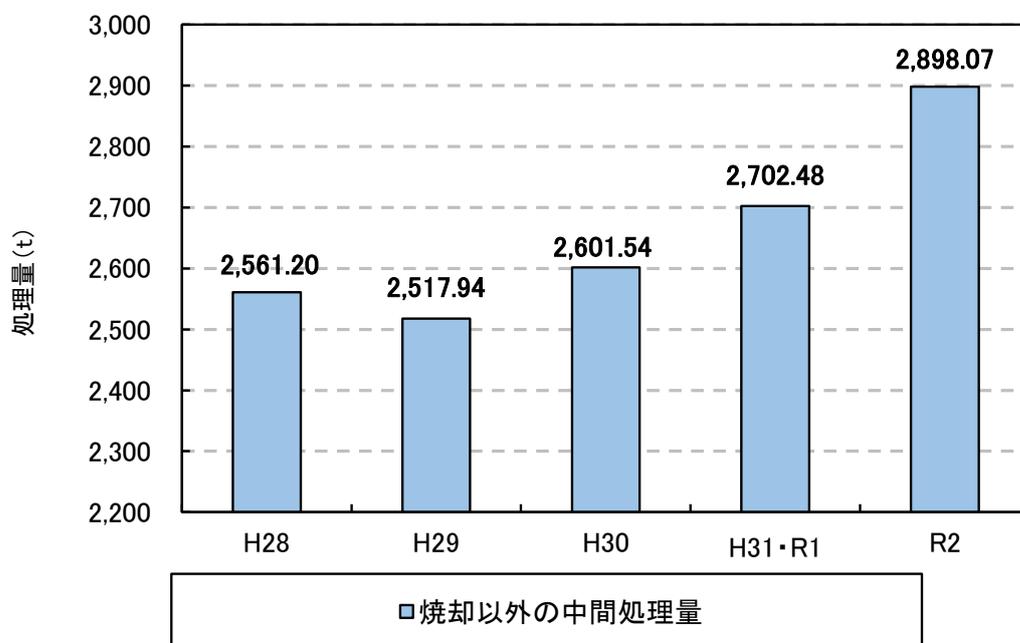


図 3-15 焼却以外の中間処理量の推移

6) 資源化量

資源化量の推移は、表 3-18 及び図 3-16 に示すとおりです。資源化量は、概ね横ばい傾向となっており、令和 2 年度では 3,527.68t となっています。

リサイクル率も横ばい傾向を示しており、令和 2 年度では 10.91% となっています。資源化量の内訳は、直接資源化量が 35.22%、中間処理後資源化量が 47.81%、集団回収量が 16.97% となっています。

平成 28 年度と比較すると、直接資源化量では 331.51 t (36.39%) 増加しているのに対し、集団回収量は 395.87 t (39.81%) 減少しています。

表 3-18 資源化量の推移

項目		H28	H29	H30	H31・R1	R2
ごみ総排出量	t	31,379.51	31,277.87	31,667.92	31,936.42	32,333.55
資源化量	t	3,449.66	3,425.87	3,329.93	3,369.00	3,527.68
直接資源化量	t	911.00	915.83	956.64	1,022.78	1,242.51
中間処理後資源化量	t	1,544.23	1,611.59	1,554.26	1,617.72	1,686.61
集団回収量	t	994.43	898.45	819.03	728.50	598.56
リサイクル率	%	10.99	10.95	10.52	10.55	10.91

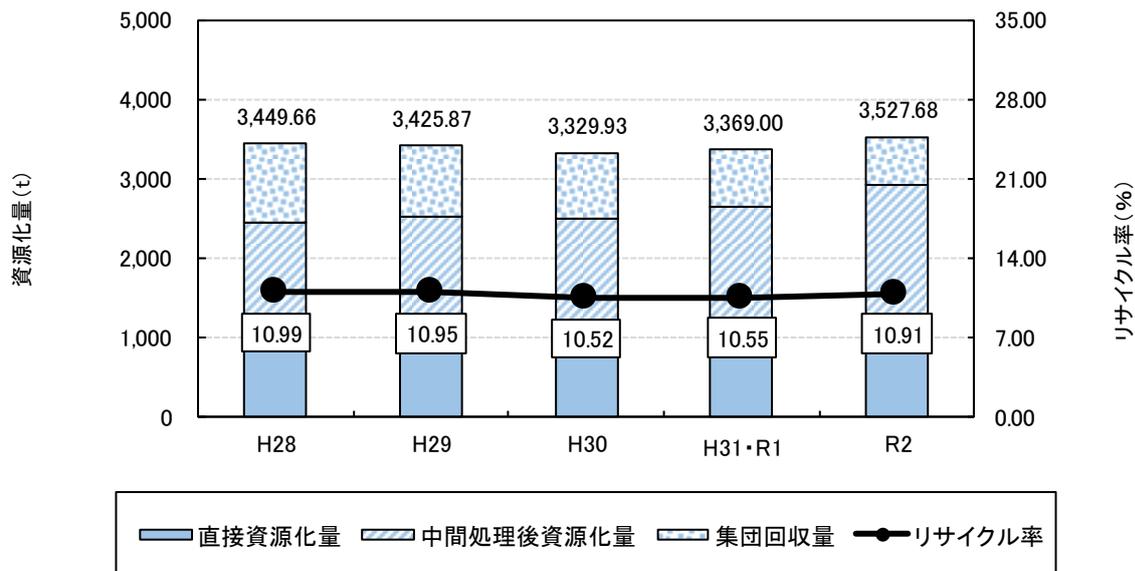


図 3-16 資源化量の推移

7) 最終処分量

最終処分量の推移は、表 3-19 及び図 3-17 に示すとおりです。最終処分量は、令和元年度まで減少していましたが、令和 2 年度では前年度から大幅に増加し、1,730.32t となっています。最終処分率は横ばい傾向を示しており、令和 2 年度では 5.45% となっています。

平成 28 年度と比較すると、最終処分量のうち、焼却残渣量が 6.00 t (0.44%) 減少していますが、不燃残渣量が 35.77 t (10.23%) 増加、全体で 29.77 t (1.75%) 増加となっています。

表 3-19 最終処分量の推移

項目		H28	H29	H30	H31・R1	R2
ごみ総排出量（集回回収量を除く）	t	30,385.08	30,379.42	30,848.89	31,207.92	31,736.99
最終処分量	t	1,700.55	1,660.70	1,665.04	1,621.22	1,730.32
焼却残渣量	t	1,351.00	1,331.00	1,317.00	1,284.00	1,345.00
不燃残渣量	t	349.55	329.70	348.04	337.22	385.32
最終処分率	%	5.60	5.47	5.40	5.19	5.45

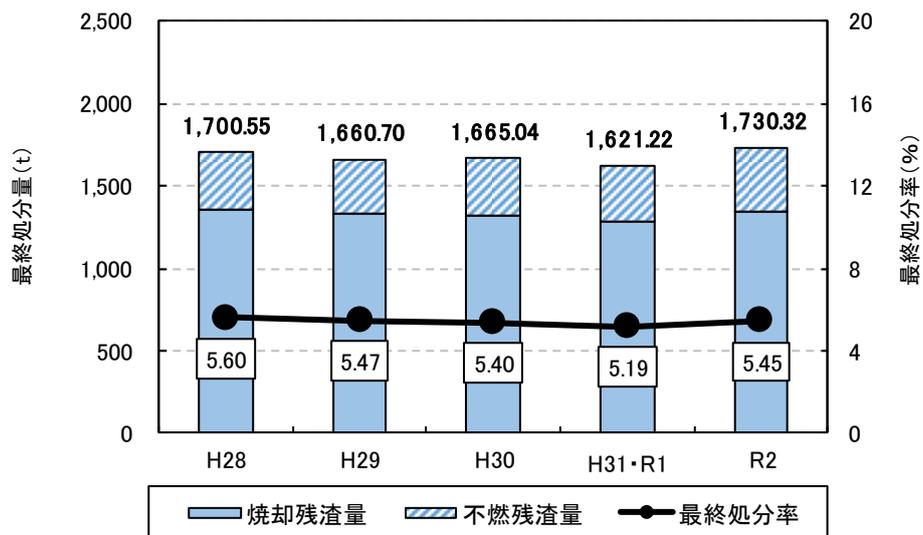


図 3-17 最終処分量の推移

8) ごみ組成(可燃ごみ)

ごみ組成(組合ごみ処理施設で各年度12回測定した結果の平均)の推移は、表3-20及び図3-18に示すとおりです。過去5年間の平均で見ると、紙類が36.82%を占めており、次いでビニール/合成樹脂/ゴム・皮革類が21.28%となっています。

表3-20 ごみ組成の推移

項目			H28	H29	H30	H31・R1	R2	平均
ごみの種類組成	紙類	%	41.00	32.50	40.00	38.60	32.00	36.82
	布類	%	7.30	5.30	7.60	9.80	10.50	8.10
	ビニール/合成樹脂/ゴム・皮革類	%	23.10	19.60	21.80	20.40	21.50	21.28
	木・竹・ワラ類	%	5.40	25.10	19.30	15.30	18.10	16.64
	厨芥類	%	11.10	8.90	7.30	8.40	9.20	8.98
	不燃物類	%	2.20	2.20	1.20	2.60	2.20	2.08
	その他	%	9.90	6.40	2.80	4.90	6.50	6.10
	合計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
ごみの三成分	水分	%	44.4	44.0	41.8	40.8	37.4	41.7
	灰分	%	11.3	7.5	7.2	7.7	8.2	8.4
	可燃分	%	44.3	48.5	51.0	51.5	54.4	49.9

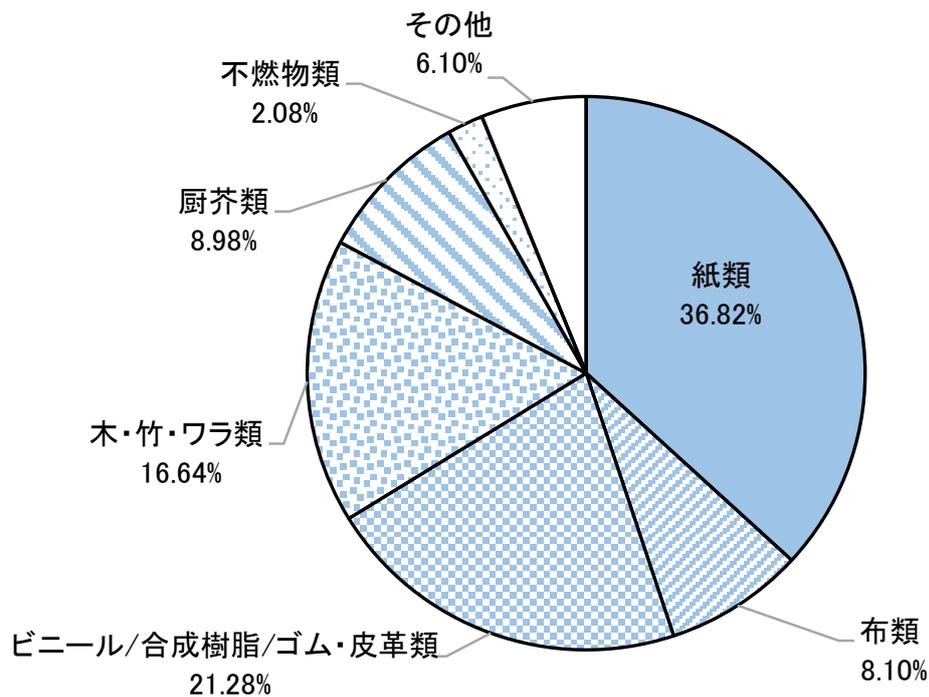


図3-18 ごみ組成の実績(平成28～令和2年度実績の平均)

(資料) 東埼玉資源環境組合事業概要(令和2年度版)より作成

9) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、表 3-21 及び図 3-19 に示すとおりです。清掃事業費は、概ね横ばい傾向を示しており、令和 2 年度では 1,095,016 千円となっています。

1 人あたり清掃事業費も横ばい傾向を示しており、令和 2 年度では 11,839 円/人となっています。

表 3-21 ごみ処理経費の推移

項目		H28	H29	H30	H31・R1	R2
人口	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496
清掃事業費	千円	1,087,027	1,096,386	1,123,717	1,175,681	1,095,016
環境整備総務費(人件費除く)	千円	418,357	405,136	452,114	486,882	364,294
人件費	千円	142,590	150,050	143,845	130,167	144,029
ごみ処理費	千円	329,339	343,013	335,654	353,615	373,825
資源化施設費	千円	183,470	187,412	177,663	189,588	197,271
し尿処理費	千円	13,271	10,775	14,441	15,429	15,597
1 人あたり清掃事業費	円/人	12,419	12,290	12,328	12,743	11,839

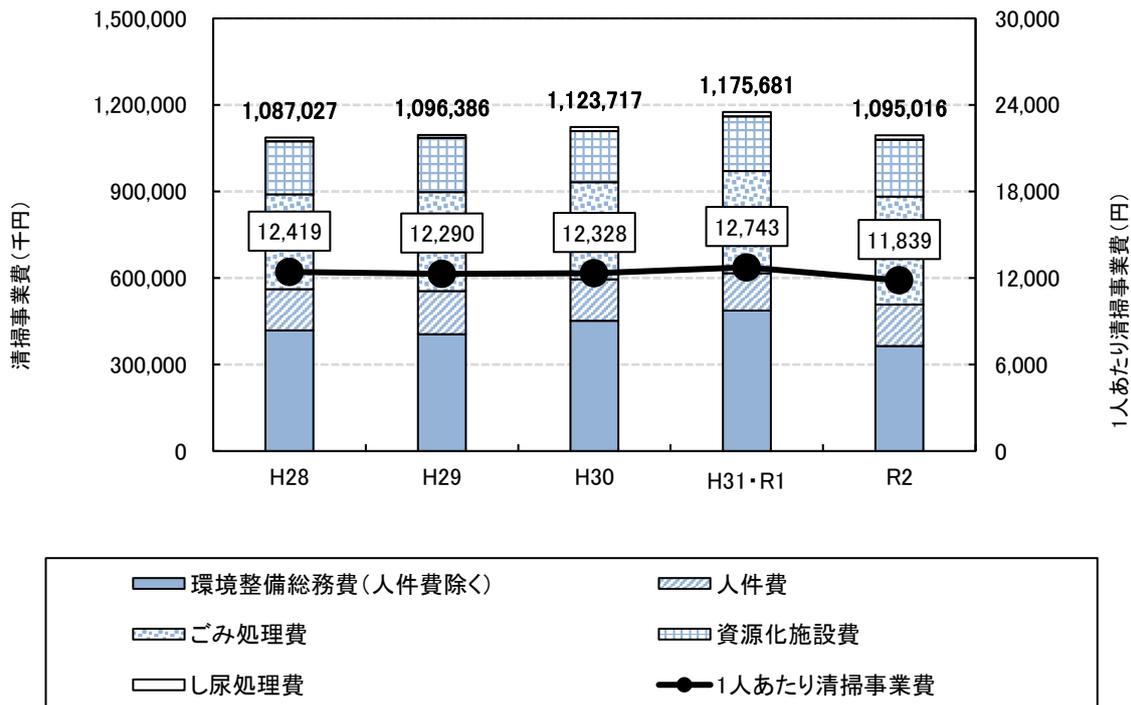


図 3-19 ごみ処理経費の推移

3.3. 組合構成市町との比較

本市のごみ処理の状況について、環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査」の結果を基に、組合構成市町と比較します。（本市の数値は、本市の統計資料を用いて比較しています。）

3.3.1. 1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりごみ総排出量の推移は、図3-20に示すとおりです。本市のごみ総排出量は組合構成市町と比較すると高い水準、三郷市と同程度の水準となっています。

また、1人1日あたり家庭系ごみ排出量の推移は、図3-21に示すとおりです。家庭系ごみについては、三郷市以外の組合構成市町と同程度の水準となっています。

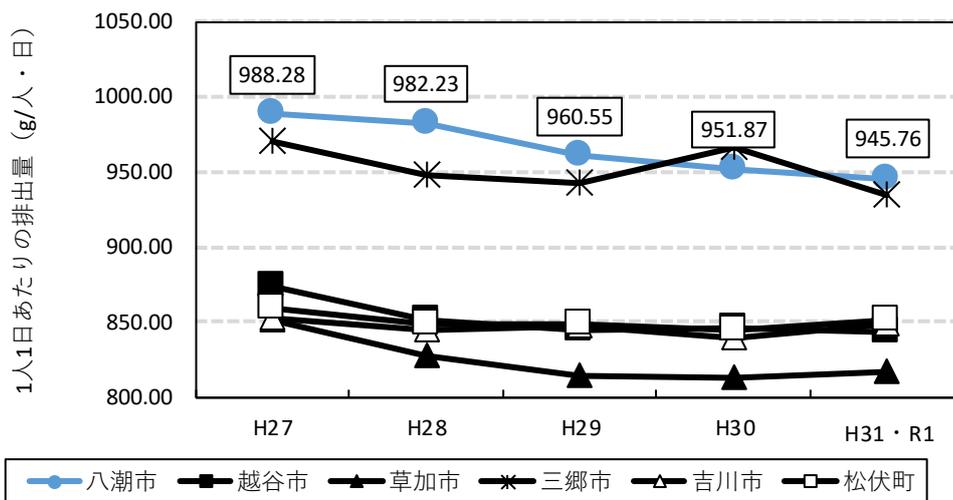


図3-20 1人1日あたりごみ総排出量の推移

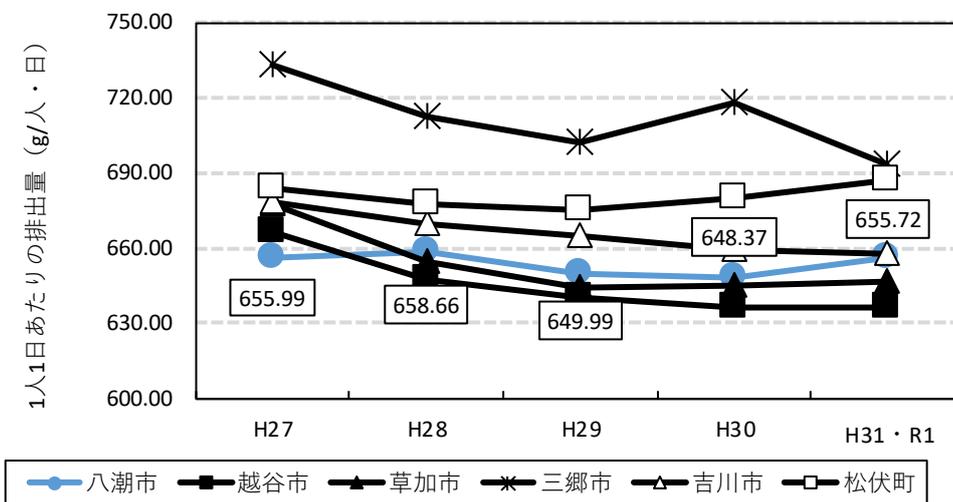


図3-21 1人1日あたり家庭系ごみ排出量（集団回収含む）の推移

3.3.2. リサイクル率

リサイクル率の推移は、図 3-22 に示すとおりです。本市のリサイクル率は、組合構成市町よりも低い水準にあります。

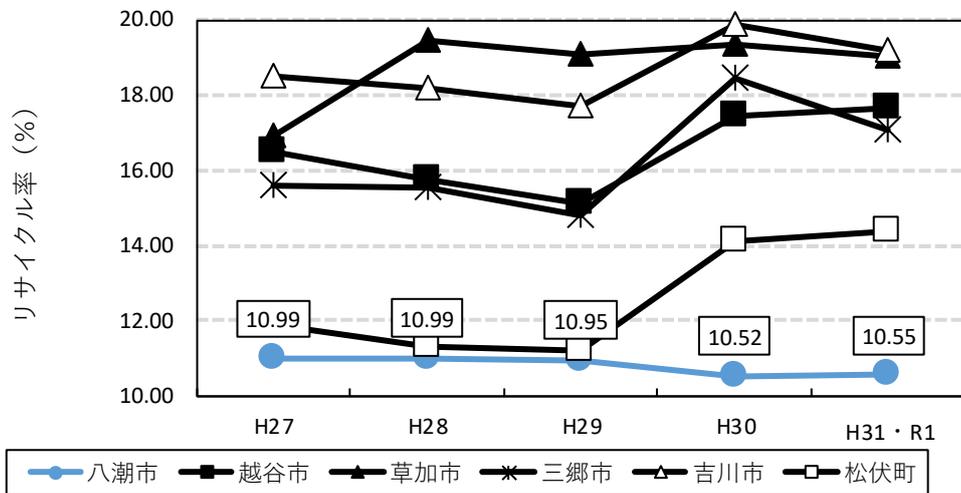


図 3-22 リサイクル率の推移

3.3.3. 最終処分率

最終処分率の推移は、図 3-23 に示すとおりです。組合構成市町の最終処分率は、変動がありますが、本市の最終処分率は、組合構成市町より低い水準にあり、草加市と同程度の水準となっています。

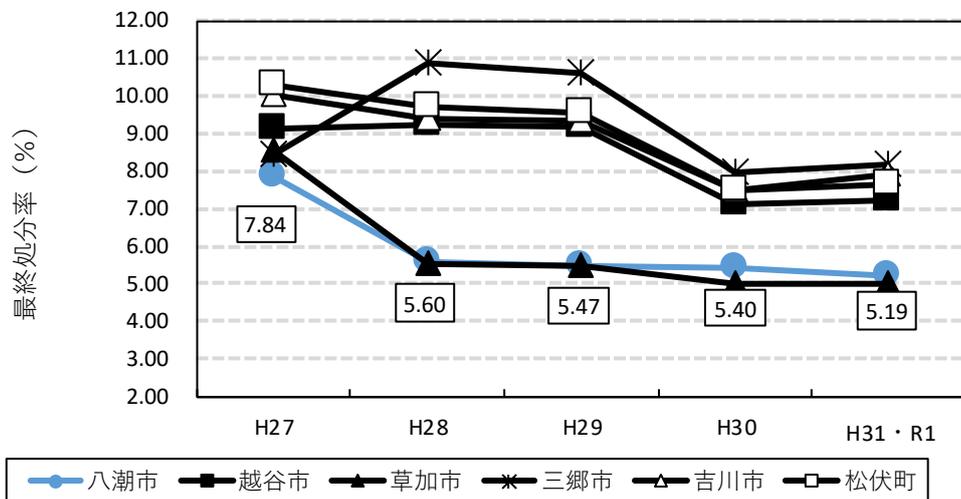


図 3-23 最終処分率の推移

4. ごみ処理の課題と将来推計

4.1. ごみ処理の評価

現計画で設定しているごみ処理の目標について、目標値達成状況と本計画の目標値設定方針を表 4-1 に示します。

現計画で設定した目標値のうち、事業系ごみ排出量は、計画目標年度の目標値を達成しています。

しかし、それ以外の目標については、未達成の状況となっています。

このことから、本計画の目標値の設定は、現計画の目標値達成状況と国や県の目標値、上位計画である第 5 次八潮市総合計画の目標値を踏まえたうえで、設定する必要があります。

表 4-1 現計画の目標値達成状況と目標値設定方針

区分	現計画目標値	現計画達成状況	本計画の目標値設定方針	
目標値	目標年	H33 年度	—	
	基準年	H27 年度	—	
	減量化	○1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を 656g から 649g まで削減 (約 1.1%削減)	計画目標値未達成 (R2 年度 686.06g)	○総合計画で掲げている 1 人 1 日あたり可燃ごみ排出量の目標値を本計画の目標指標とし、家庭系ごみ排出量は参考指標とする
		○事業系ごみ排出量を 9,419t から 8,713t まで削減 (約 7.5%削減)	計画目標値達成 (R2 年度 8,560.85 t)	○事業系ごみは今後も増加が見込まれるため、平成 23 年度の水準まで削減することを目指す
資源化率	○15.89%まで向上	目標値未達成 (R2 年度 11.07%)	総合計画と整合を図る	

4.2. ごみ処理の課題

4.2.1. 発生・排出抑制の課題

ごみ排出量が微増傾向となっていることから、発生・排出抑制に係る施策を重点的に取り組んでいく必要があります。

事業系可燃ごみは、年々減少傾向を示していますが、事業者の処理責任について、普及啓発や指導していく必要があります。これについては、民間のリサイクルルートでの処理を促すなどの取り組みも考えられます。

また、家庭系可燃ごみの中には、ダンボール、新聞紙など、資源ごみとしてリサイクルできるものが多く含まれていることから資源化、減量化のためにも分別排出の徹底が必要です。

プラスチック資源循環促進法に基づく廃プラスチック類については、国・県の動向を注視し、情報収集を図りながら分別排出を検討していく必要があります。

ただし、分別排出については、東埼玉資源環境組合構成市町のごみの分別区分が統一されていないため、他の構成市町の意向も踏まえた対応も検討していく必要があります。

4.2.2. 収集・運搬の課題

人口増加に伴うごみの発生要素の増加や宅地の拡大によってごみ集積所の増加が予想されることから、収集日・分別区分の変更や収集区割りの見直しなど、収集・運搬体制を検討していく必要があります。

4.2.3. 中間処理の課題

東埼玉資源環境組合において広域化処理を行っていますが、不燃物の混入抑制など、分別の徹底などの対応が必要です。

また、八潮市リサイクルプラザは、平成 7 年に供用開始してから 25 年以上が経過し、施設の老朽化や処理能力の低下が進んでいます。これを受け、平成 29 年度に建築物耐用年数診断、精密検査、長寿命化診断などを実施しました。その結果、耐用年数診断では、今現在問題なしと判断され、計画的に修繕を実施していますが、それでもなお、発生する施設の老朽化により市内のごみ処理が滞る事態も想定されますことから、今後、精密検査を定期的実施し、修繕計画の見直しや施設の更新などを検討していく必要があります。

4.2.4. 最終処分の課題

八潮市一般廃棄物最終処分場は、開設から 25 年以上が経過していることから、今後も計画的な維持管理に努めていく必要があります。

また、ごみの発生・排出抑制に取り組み、最終処分量を減量することで、最終処分場の延命化も図っていく必要があります。

4.3. ごみ処理の将来予測（現状のまま推移した場合）

4.3.1. 計画人口予測

本市の計画人口予測は、表 4-2 及び図 4-1 に示すとおりです。計画人口は、「八潮市人口ビジョン」（平成 28 年 3 月）に示された市推計値に基づき、設定しました。

本市の人口は、今後も増加傾向となることが予想されており、本計画の目標年度である令和 13 年度の人口は、92,853 人と見込まれます。

表 4-2 各年度計画人口

		実績	計画							
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	～	R13
人口	人	92,496	93,020	93,544	94,067	94,591	95,115	94,775	～	92,853

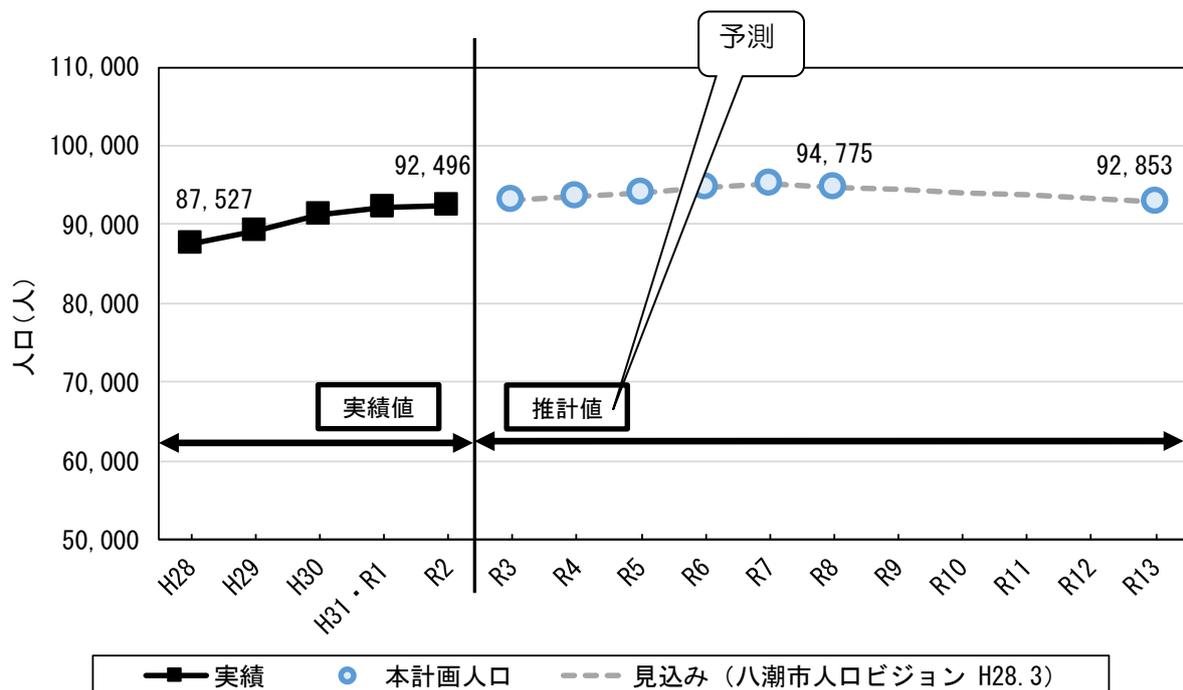


図 4-1 八潮市の計画人口の推移

4.3.2. ごみ排出量の予測

ごみ排出量の将来予測結果は、図 4-2 に示すとおりです。ごみ排出量の予測は、家庭系ごみ排出量、集団回収量は、1人1日あたり排出量に将来人口を乗じて算出しました。

また、事業系ごみ排出量は、過去5年間の実績から平均的な増減率を想定して算出しました。本市の場合は、過去5年間の排出量の傾向から、事業系ごみの排出量の増加が見込まれると想定されることから、増加率を想定して算出しました。

その他のごみは、排出量の想定が困難なことから、最新年度から一定で推移すると想定しました。

なお、本市は、人口が増加していくため、家庭系ごみ排出量、集団回収量も増加傾向が見込まれることから、現状のままでは全体的なごみ排出量が増加していくことが見込まれます。

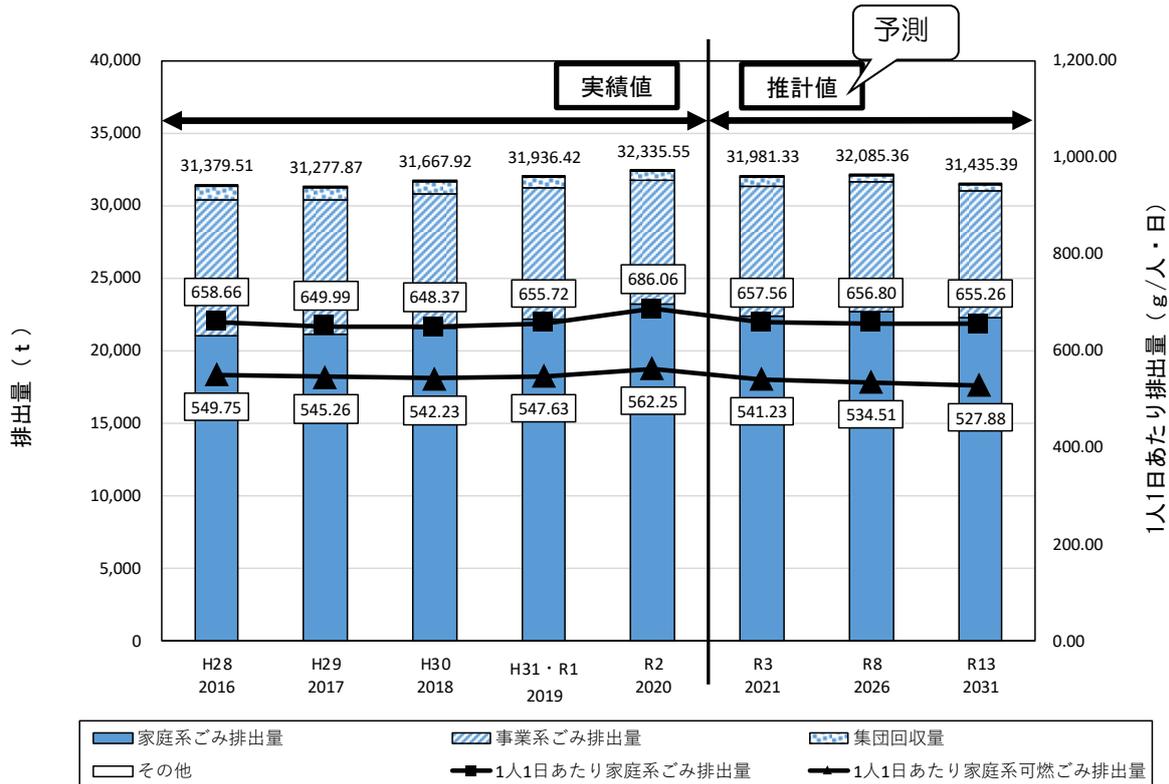


図 4-2 ごみ排出量の見込み

4.3.3. ごみ処理量の予測

ごみ処理量（資源化量）の将来予測結果は、図 4-3 に示すとおりです。資源化量は、ごみ排出量の将来予測人口と最新年度の処理実績を用いて算出しました。

本市の資源化量は、人口増加に伴う家庭系ごみ排出量、集団回収量及び事業系ごみ排出量の増加に伴い、資源化量は増加していくことが見込まれます。

しかし、排出量に占める資源化量が大きく増加しないため、リサイクル率は若干上昇する見込みとなっています。

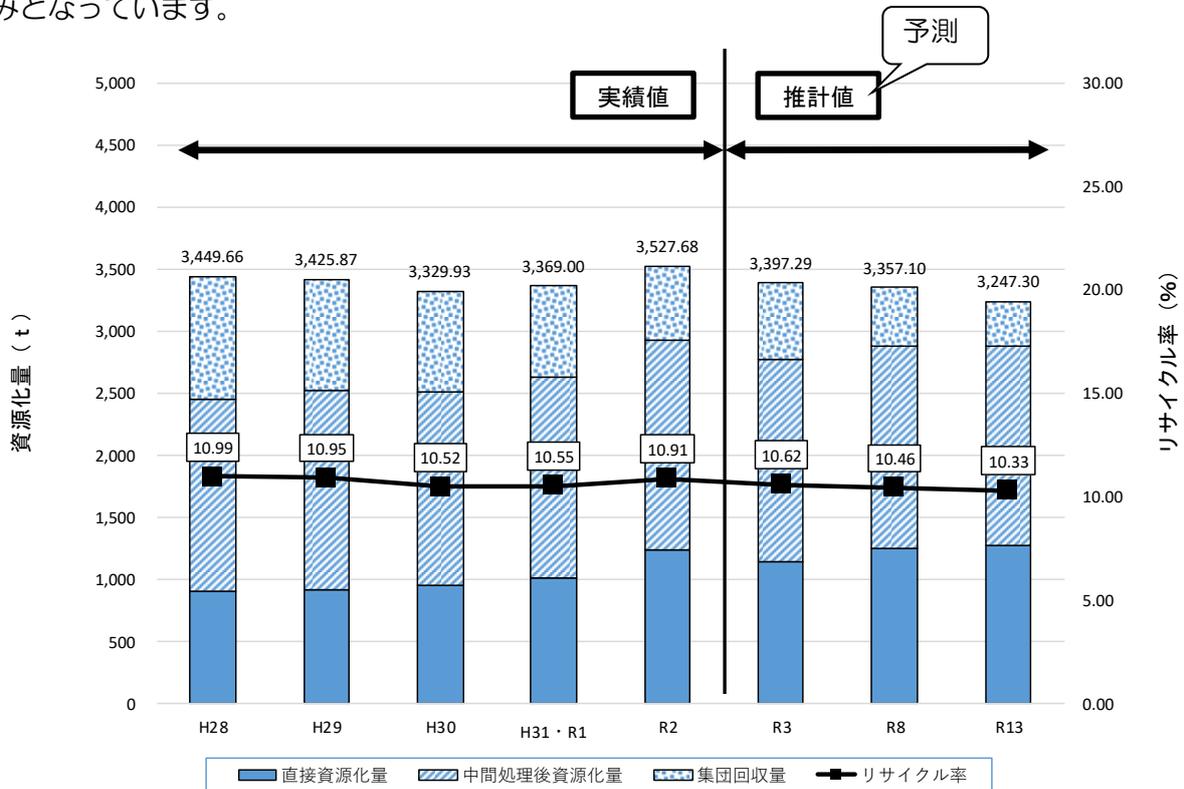


図 4-3 資源化量の見込み

5. ごみ処理基本計画

5.1. 基本理念及び基本方針

5.1.1. 基本理念

ごみの減量・資源化を進めていくためには、市民、事業者、行政の各主体が様々な角度から取り組んでいく必要があります。

このことを踏まえ、本市のごみ減量・資源化のための基本理念を以下のように定めます。

市民、事業者、市の共生・協働による持続可能な循環型社会の実現

5.1.2. 基本方針

この基本理念にしたがって、ごみ減量・資源化を進めていくための基本方針を以下のとおり掲げます。

この基本方針の下で、具体的に取り組む施策を定めます。

【基本方針①：市民、事業者への啓発の推進】

様々な媒体を用いた情報提供や環境に関連するイベントの開催など、ごみ・リサイクルを身近に感じる環境づくりを進めます。

事業者に向けては、減量化に向けた資源物の分別処理の要請などを実施していきます。

【基本方針②：減量化及び資源化の促進】

資源化可能なごみについて、分別排出の徹底を呼びかけることで、可燃ごみの減量と資源化率の向上を図ります。

事業者に対して、適正排出の指導、民間処理ルート活用に関する情報を提供していくことで、ごみ減量・資源化を促進していきます。

【基本方針③：安全で適切な処理体制の構築】

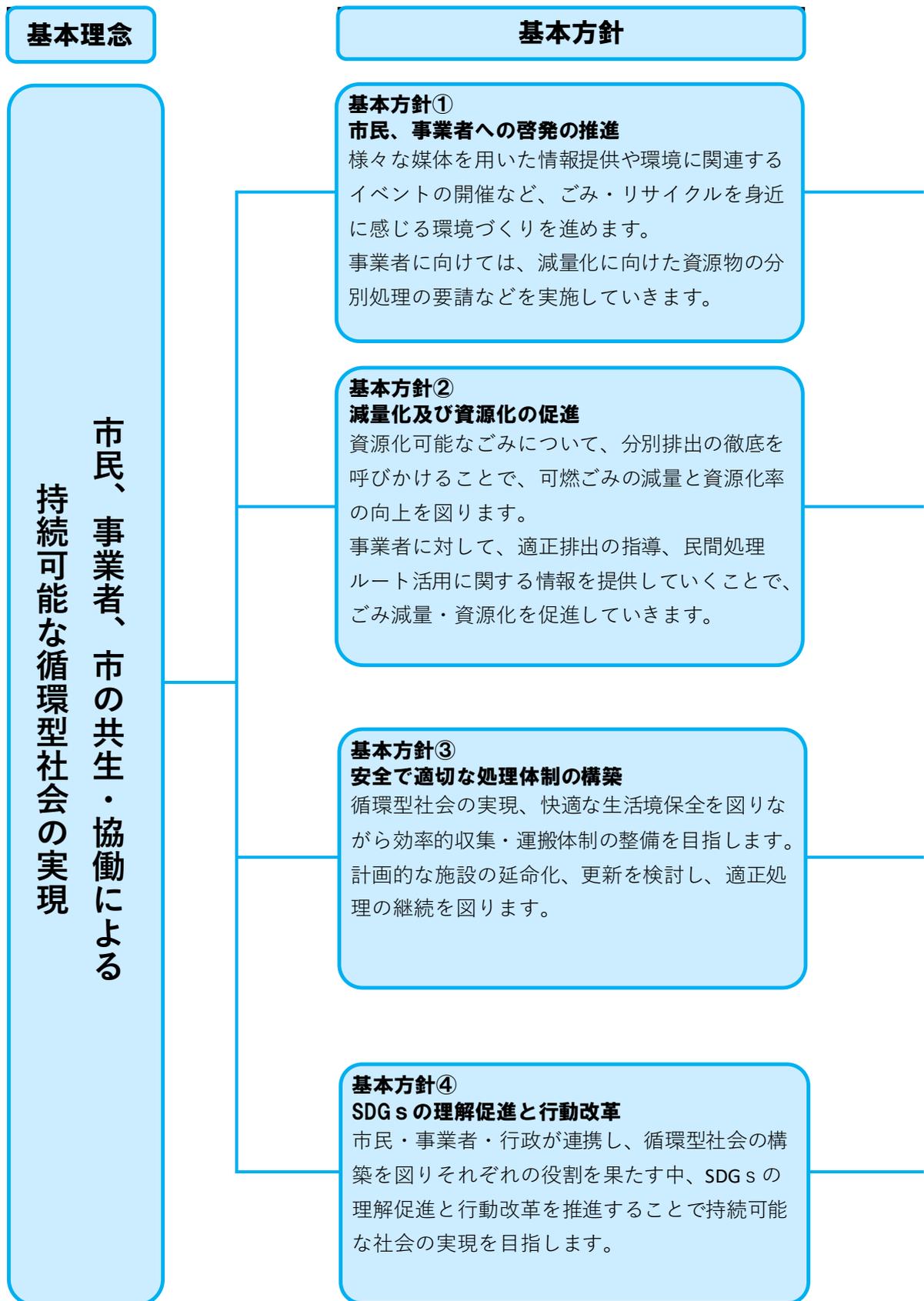
循環型社会の実現、快適な生活環境保全を図りながら効率的収集・運搬体制の整備を目指します。

計画的な施設の延命化、更新を検討し、適正処理の継続を図ります。

【基本方針④：SDGs の理解促進と行動改革】

市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の構築を図りそれぞれの役割を果たす中、SDGs の理解促進と行動改革を推進することで持続可能な社会の実現を目指します。

■計画の体系図



具体的な取組内容

施策1-1	情報提供の充実
施策1-2	環境イベントの開催
施策1-3	環境教育の推進
施策1-4	市民・事業者との意見交換
施策1-5	市民・事業者の意識調査
施策1-6	環境美化指導員による普及啓発活動の支援

施策2-1	食品ロスの削減
施策2-2	分別排出の徹底
施策2-3	修理・再生事業の継続
施策2-4	資源化処理の継続
施策2-5	新たな分別区分や排出方法の検討
施策2-6	民間リサイクルルートへの活用促進
施策2-7	集団資源回収の見直し及び活性化
施策2-8	多量排出事業者に対する減量計画策定等の指導

施策3-1	集積所の維持管理
施策3-2	適切な収集運搬の継続
施策3-3	適正な中間処理の継続
施策3-4	中間処理施設の維持管理・更新
施策3-5	処理体制の検討
施策3-6	適正な最終処分の継続
施策3-7	最終処分場の維持管理・更新
施策3-8	まごころ収集制度の見直し

施策4-1	環境教育の推進【再掲 施策1-3】
施策4-2	環境にやさしいライフスタイルへの転換促進
施策4-3	簡易包装の推進
施策4-4	拡大生産者責任の提唱
施策4-5	指定袋制及びごみ有料化の検討
施策4-6	食べ残し等の削減

5.2. 国及び県の動向

国及び県の減量化等に係る目標値は、表 5-1 に示すとおりです。

国では、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」について、第 3 次循環型社会形成推進基本計画から目標値の見直しを行っており、排出削減に係る目標値が再設定されています。

また、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年環境省告示第 7 号）」で、排出削減、再生利用率、最終処分量のそれぞれに係る目標値が定められています。

県では、令和 3 年 3 月に策定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」で、排出削減に係る目標と最終処分量、食品ロス量に係る目標を定めています。

表 5-1 国及び県の減量化等の目標

区分	国	国	県	
	「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」 (H30 年)	「環境省告示第 7 号」 (H28 年)	「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」 (R3 年)	
目標年	R7 年度	H32 年度(R2 年度)	R7 年度	
基準年	—	H24 年度	—	
目標値	減量化	○ごみ排出量約 12%削減 ○1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g まで削減	○1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 440g まで削減 ○事業系ごみ排出量を 451 千 t まで削減	
	食品ロス	○家庭系の食ロス量を 2030 (R12)年度に 2000(H12)年度の半減	—	
	リサイクル率	—	約 27%まで向上	—
	最終処分量	—	約 14%削減	○1 人 1 日当たりの一般廃棄物最終処分量 28g

5.3. 関連計画

表 5-2 第 5 次八潮市総合計画での本計画の位置付け

区分	概要
計画期間	平成 28 年度～令和 7 年度
基本理念	「共生・協働」「安全・安心」
将来像	住みやすさナンバー1 のまち 八潮
ごみ減量・資源化に関する取り組み	<p>第 5 章 都市基盤・環境～快適でやすらぎと潤いのあるまち～ 第 9 節 清潔できれいなまちづくり</p> <p>【施策内容】</p> <p>(1)ごみの広域処理の充実 (2)ごみの独自処理の充実 (3)ごみの減量化・資源化の推進 (4)環境衛生事業の充実 (5)環境美化活動の推進</p> <p>【成果指標】</p> <p>○一人一日当たりのごみ搬出量(家庭系可燃ごみ) 中間目標 545 ｸﾞﾗ (R2 年度) 目標値 520 ｸﾞﾗ (R7 年度)</p> <p>○資源化率(可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ(事業系含む)のうち、資源となるものの割合) 中間目標 15%(R2 年度) 目標値 20%(R7 年度)</p>
水環境の保全に関する取り組み	<p>5 章 都市基盤・環境～快適でやすらぎと潤いのあるまち～ 第 6 節 治水と水循環によるまちづくり</p> <p>【施策内容】</p> <p>(1)治水対策の推進 (2)維持管理の充実 (3)水質汚濁の防止 (4)河川改修事業の促進</p> <p>【成果指標】</p> <p>○公共下水道普及率(人口) 中間目標 80%(R2 年度) 目標値 87%(R7 年度)</p> <p>○公共下水道水洗化率(人口) 中間目標 94%(R2 年度) 目標値 96%(R7 年度)</p> <p>【主要事業(下水道課関連)】</p> <p>○雨水整備事業 ○汚水整備事業 ○施設改修事業</p>

表 5-3 第 2 次八潮市環境基本計画での本計画の位置付け

区分	概要
計画期間	平成 28 年度～令和 7 年度
望ましい環境像	水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮
ごみ減量・資源化に関する取り組み	<p>地球環境分野－温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち－ 方針 3:ごみの減量化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①3R活動の推進 4-3-1 リサイクル活動の推進、4-3-3 ごみ排出方法の指導 4-3-4 出前講座の実施、4-3-5 循環資源利用の推進</p> <p>②計画的な廃棄物処理の推進 4-3-9 一般廃棄物処理基本計画の策定、4-3-10 廃棄物減量等審議会の開催 4-3-11 東埼玉資源環境組合との連携</p> <p>③リサイクルプラザの運営 4-3-12 リサイクルプラザの運営、4-3-13 リサイクルプラザの改修・備品整備 4-3-14 リサイクルプラザの環境整備</p> <p>④収集体制の整備 4-3-15 収集体系の見直し、4-3-16 ごみカレンダー・ごみ飛散防止ネットの配布</p> <p>【関連指標・目標値】</p> <p>○リサイクルフェアの参加人数【リサイクル活動の推進】 目標値 2,000 人(R7 年度)</p> <p>○資源回収団体の登録数【リサイクル活動の推進】 目標値 90 団体(R7 年度)</p> <p>○1 人 1 日のごみ排出量(家庭系可燃ごみ)【ごみ排出方法の指導】 目標値 520 ㌔(R7 年度)</p> <p>○資源化率(リサイクルプラザ)【循環資源利用の推進】 目標値 85.0%(R7 年度)</p> <p>○資源化率(可燃ごみ含む)【循環資源利用の推進】 目標値 20.0%(R7 年度)</p>
水環境の保全に関する取り組み	<p>生活環境分野－健康で安心した生活を送ることができるまち－ 方針 1:生活環境の保全(抜粋)</p> <p>【施策】</p> <p>2-1-1 公共下水道の整備・中川流域下水道の建設 2-1-2 水洗化の促進、2-1-3 浄化槽適正管理の促進</p> <p>【関連指標・目標値】</p> <p>○下水道普及率(公共下水道の整備・中川流域下水道の建設) 目標値 87%(R7 年度)</p> <p>○水洗化率(水洗化の促進) 目標値 96%(R7 年度)</p>

5.4. 減量化目標及び資源化目標

5.4.1. 減量化目標

1) 設定目標値

本計画では、発生・排出抑制に係る施策に取り組むことにより、計画目標年度までに目指す減量化目標を以下のとおり定めます。

<目 標>

1人1日あたり家庭系可燃ごみ排出量を 490.00 g/人・日まで減量します。
(1人1日あたり家庭系ごみ排出量は 621.49 g/人・日まで減量)
事業系ごみ排出量を 8,333.38 tまで減量します。

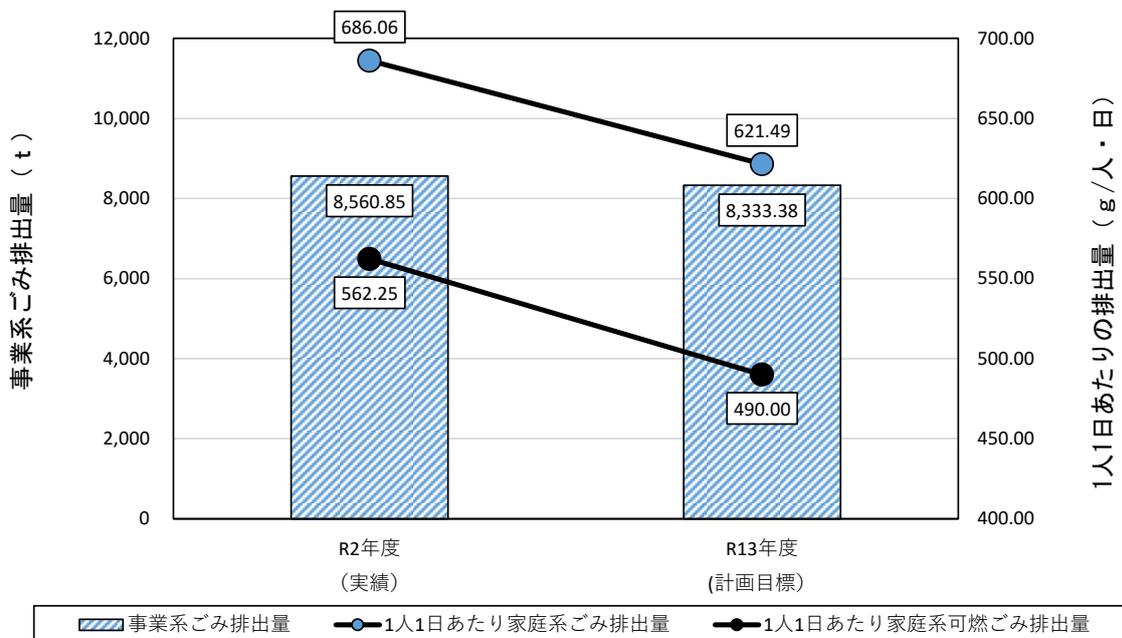


図 5-1 減量化目標

2) 減量化目標の考え方

家庭系ごみ排出量については、第5次八潮市総合計画で掲げているリサイクル率の目標値と整合を図り、推計した値を目標指標として定めます（図5-2）。

また、事業系ごみ排出量については、今後も増加が見込まれることから、平成23年度の水準まで削減することを目標とします（図5-3）。

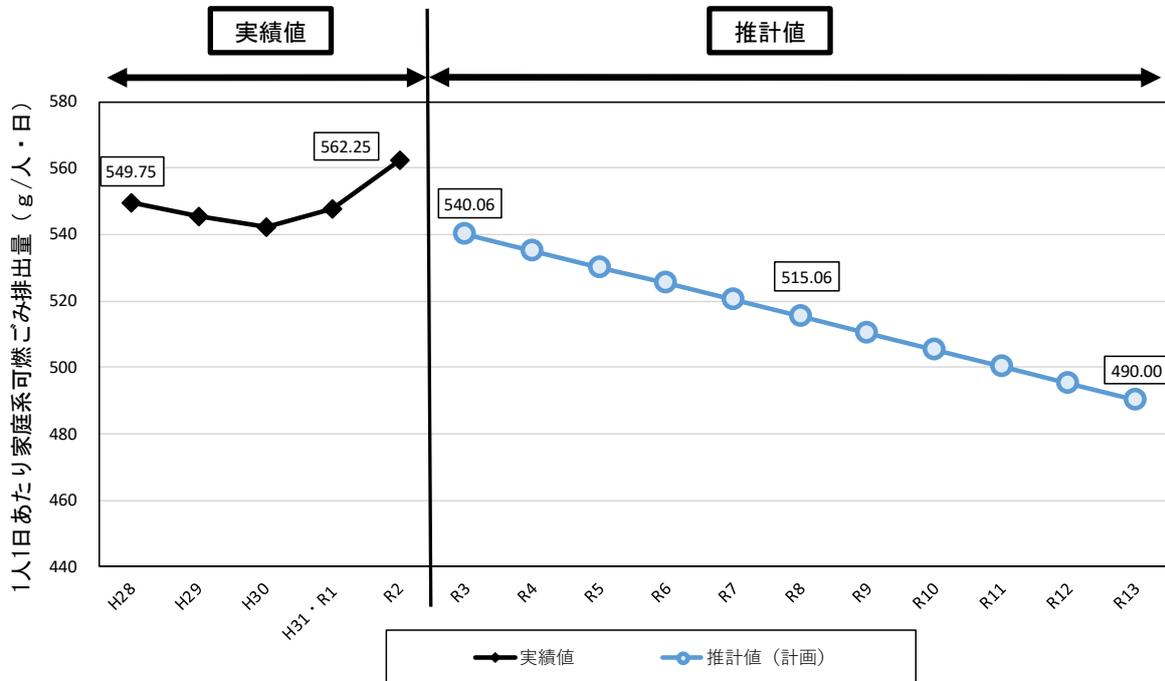


図5-2 家庭系可燃ごみ排出量の目標値

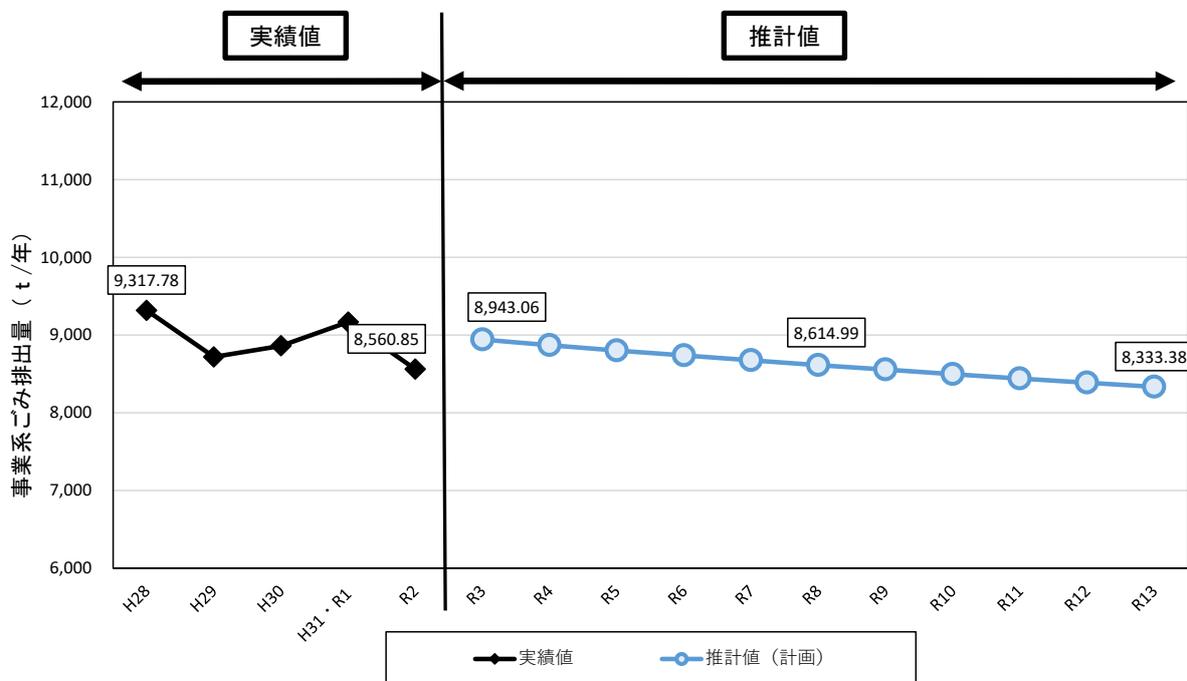


図5-3 事業系ごみ排出量の目標値

5.4.2. 資源化目標

1) 設定目標値

本計画では、資源化に係る施策に取り組むことにより、計画目標年度までに目指す資源化目標を以下のとおり定めます。

<目 標>

リサイクル率を 15.89%まで向上させます。

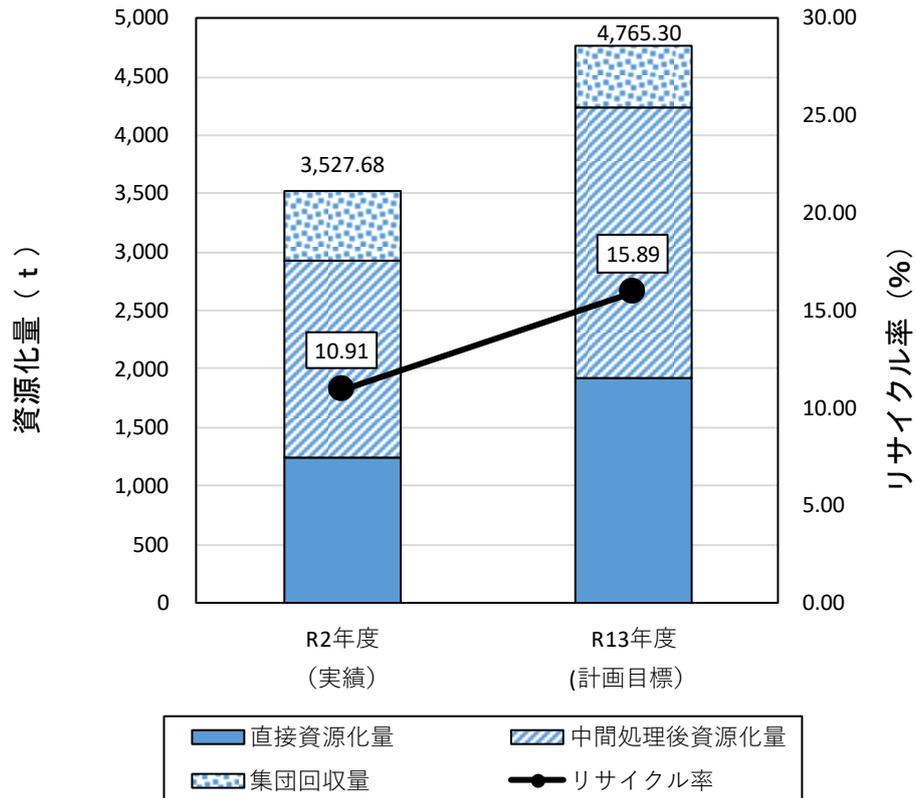


図 5-4 資源化目標

2) 資源化目標の考え方

資源化目標については、第5次八潮市総合計画で掲げているリサイクル率の目標値を目標指標として定めます（図5-5）。

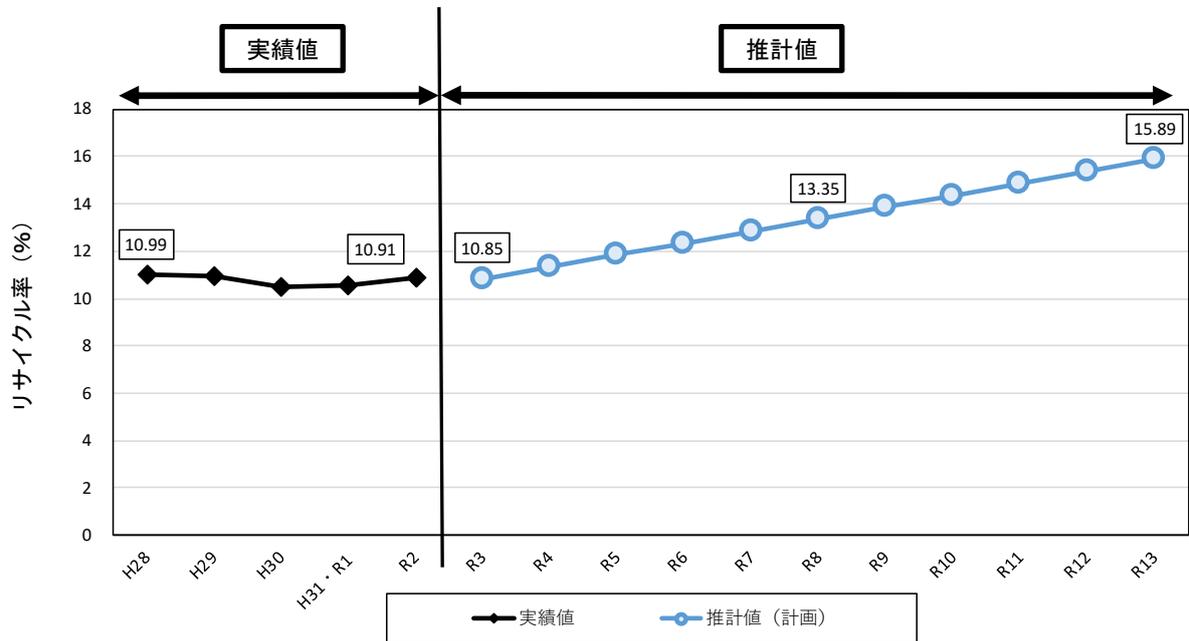


図 5-5 資源化の目標値

5.5. 目標達成に向けた施策

5.5.1. 施策体系

本計画で設定したごみ処理の目標を達成するために実施する施策体系は、表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4 ごみ処理基本計画の施策体系

基本方針	施策番号	具体的な取り組み内容	新規・継続等
市民、事業者への啓発の推進	施策 1-1	情報提供の充実	継続
	施策 1-2	環境イベントの開催	継続
	施策 1-3	環境教育の推進	継続
	施策 1-4	市民・事業者との意見交換	継続
	施策 1-5	市民・事業者の意識調査	継続
	施策 1-6	環境美化指導員による普及啓発活動の支援	継続
減量化及び資源化の推進	施策 2-1	食品ロスの削減	継続
	施策 2-2	分別排出の徹底	継続
	施策 2-3	修理・再生事業の継続	継続
	施策 2-4	資源化処理の継続	継続
	施策 2-5	新たな分別区分や排出方法の検討	継続
	施策 2-6	民間リサイクルルートの活用促進	継続
	施策 2-7	集団資源回収の見直し及び活性化	新規
	施策 2-8	多量排出事業者に対する減量化計画策定等の指導	新規
安全で適切な処理体制の構築	施策 3-1	集積所の維持管理	継続
	施策 3-2	適切な収集・運搬の継続	継続
	施策 3-3	適正な中間処理の継続	継続
	施策 3-4	中間処理施設の維持管理・更新	継続
	施策 3-5	処理体制の検討	継続
	施策 3-6	適正な最終処分の継続	継続
	施策 3-7	最終処分場の維持管理	継続
	施策 3-8	まごころ収集制度の見直し	新規
SDGsの理解促進と行動改革	施策 4-1	環境教育の推進【再掲 施策 1-3】	継続
	施策 4-2	環境にやさしいライフスタイルへの転換促進	継続
	施策 4-3	簡易包装の推進	継続
	施策 4-4	拡大生産者責任の提唱	継続
	施策 4-5	指定袋制及びごみ有料化の検討	新規
	施策 4-6	食べ残し等の削減	新規

5.5.2. 市民、事業者への啓発の推進

1) 取り組み方針

【取り組み方針】

様々な媒体を用いた情報提供や環境に関連するイベントの開催など、ごみ・リサイクルを身近に感じる環境づくりを進めます。事業者に向けては、減量化に向けた資源物の分別処理の要請などを実施していきます。

2) 具体的な取り組み内容

施策 1-1 情報提供の充実

ごみの分け方、出し方について、わかりやすくまとめたごみ収集カレンダーを作成し、市民に配布します。スマートフォンの分別アプリによりごみ分別の周知を図ります。また、市の広報やホームページに、ごみ・リサイクルに関する情報を適宜掲載し、情報提供に努めます。

施策 1-2 環境イベントの開催

フリーマーケットなどによる不用品交換の促進を図る。また、市の広報やホームページを通じて、リサイクルに関する情報を提供します。

また、市民、事業者による公園清掃などのボランティア活動に対する支援を行い、活動の活性化を促します。

施策 1-3 環境教育の推進

学校教育で「ごみ・リサイクル」について学ぶ場を設け、子どもの頃からの環境教育を充実させます。市のリサイクルプラザの見学などを引き続き行い、市民、事業者のごみ・リサイクルに関する知識の強化を図ります。

施策 1-4 市民・事業者との意見交換

重要な施策などの検討にあたっては、八潮市廃棄物減量等推進審議会を活用します。審議内容については、市民、事業者へ情報提供していきます。

また、八潮市民美化運動推進協議会の場を活用して、市民、事業者の意見、要望をくみとり、より効果的な普及啓発方法について検討を行います。

施策 1-5 市民・事業者の意識調査

アンケート調査などにより、ごみ・リサイクルに関する市民、事業者の意識把握に努めていきます。

併せて、各種施策の実施効果についても確認を行い、施策の優先順位を検討する材料とします。

施策 1-6 環境美化指導員による普及啓発活動の支援

平成 16 年 10 月に施行された「八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、環境美化指導員による普及啓発活動を支援していきます。

5.5.3. 減量化及び資源化の推進

1) 取り組み方針

【取り組み方針】

資源化可能なごみについて、分別排出の徹底を呼びかけることで、可燃ごみの減量と資源化率の向上を図ります。

事業者に対して、適正排出の指導、民間処理ルート活用に関する情報を提供していくことで、ごみ減量・資源化を促進していきます。

2) 具体的な取り組み内容

施策 2-1 食品ロスの削減

家庭から発生する賞味期限切れの未開封食品や外食産業から発生する食べ残しの削減を目指すため、埼玉県が主体となって提唱している「食べきり SaiTaMa 大作戦」や「彩の国エコぐるめ事業」、「全国おいしい食べきりネットワーク協議会」に関する情報提供を行い、食品ロスの削減を図っていきます。

施策 2-2 分別排出の徹底

ごみに含まれる資源化可能な紙類などについて、分別の徹底を図ります。古紙は、雑がみの資源化について、継続的に市民に周知を図っていきます。

また、事業系ごみに含まれる古紙については、引き続き分別を要請し、ごみの減量化を図っていきます。

施策 2-3 修理・再生事業の継続

リサイクルプラザで行っている自転車、家具類の修理・再生事業を継続し、再使用を促していきます。

施策 2-4 資源化処理の継続

八潮市リサイクルプラザで受け入れている資源物の受入を継続するとともに、不燃ごみや粗大ごみからの有価物回収も継続的に実施していきます。

施策 2-5 新たな分別区分や排出方法の検討

可燃ごみとして排出されている「容器包装プラスチック類」について、資源として分別収集するか検討します。また、使用済み小型家電からのレアメタルなど資源物の回収を目的とした仕組み作りも検討します。

施策 2-6 民間リサイクルルートの活用促進

商店街や中小の事務所など、単独ではごみ減量に取り組みにくい事業者に対して、古紙類や厨芥類などの民間処理ルート活用に関する情報の提供に取り組めます。

施策 2-7 集団資源回収の見直し及び活性化

少子化による子ども会などの活動停止や団体の高齢化による担い手不足、古紙の市場価格の低下などの課題があるため、今後も市民が安心して集団回収を継続できる仕組みを検討します。

また、一定程度まとまった量の資源が排出される地域などには重点的に集団回収への参加を提案します。

施策 2-8 多量排出事業者に対する減量化計画策定等の指導

多量排出事業者に対し、減量化計画策定等を指導し、分別の徹底や再製品の活用など、事業者への自主的なごみ減量・リサイクルへの取組みを促します。

5.5.4. 安全で適切な処理体制の構築

1) 取り組み方針

【取り組み方針】

循環型社会の実現、快適な生活環境保全を図りながら効率的収集・運搬体制の整備を目指します。

計画的な施設の延命化、更新を検討し、適正処理の継続を図ります。

2) 具体的な取り組み内容

施策 3-1 集積所の維持管理

施策 3-2 適切な収集・運搬の継続

ごみの定期収集に際しては、中間処理施設への適切な収集・運搬がなされるように体制の維持を図ります。また、特に有害ごみの収集・運搬については、他の分別ごみが混入しないよう充分配慮します。

施策 3-3 適正な中間処理の継続

「可燃ごみ」については、組合の焼却施設で広域処理を行っていることから、構成市町間の連携を図りながら、確実に処理が行われるよう協力していきます。

また、市のリサイクルプラザで処理している「資源物」、「不燃ごみ・有害ごみ」、「粗大ごみ」については、引き続き適正な処理を継続していきます。

施策 3-4 中間処理施設の維持管理・更新

可燃ごみの安定した適正処理を行うため、構成市町と連携し、東埼玉資源環境組合の施設の適切な維持管理に協力していきます。

また、八潮市リサイクルプラザは、稼働後から 25 年以上が経過し、老朽化が目立ってきているため、現行施設の修繕の実施・更新について検討します。

施策 3-5 処理体制の検討

リサイクルプラザへ搬入される資源物の量が増加しているため、資源物の保管場所や処理体制について検討します。

また、廃棄物処理施設の更新や大規模修繕には多額の費用を必要とすることから、資源の売却益の活用など、長期的な費用負担を検討します。

施策 3-6 適正な最終処分の継続

八潮市リサイクルプラザから発生する不燃残渣は、八潮市一般廃棄物最終処分場で適切な処理を継続していきます。

施策 3-7 最終処分場の維持管理

最終処分場の施設は、稼働から稼働後 25 年以上が経過しているため、処分場や浸出水処理施設の計画的な修繕を行っていきます。

施策 3-8 まごころ収集制度の見直し

今後、高齢者世帯の増加に伴う希望世帯の増加に対応した、まごころ収集制度の見直しを行います。

5.5.5. SDGs の理解促進と行動改革

1) 取り組み方針

【取り組み方針】

市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の構築を図りそれぞれの役割を果たす中、SDGs の理解促進と行動改革を推進することで持続可能な社会の実現を目指します。

2) 具体的な取り組み

施策 4-1 環境教育の推進【再掲 施策 1-3】

学校教育で「ごみ・リサイクル」について学ぶ場を設け、子どもの頃からの環境教育を充実させます。市のリサイクルプラザの見学などを引き続き行い、市民、事業者のごみ・リサイクルに関する知識の強化を図ります。

施策 4-2 環境にやさしいライフスタイルへの転換促進

生ごみの水切り、使い捨て製品の使用自粛、リサイクル製品の購入促進などによるごみ減量化への協力を、市民、事業者に働きかけていきます。

施策 4-3 簡易包装の推進

紙類やプラスチック類については、包装物として使用し、その後、ごみ・資源として排出されるものが少なくないことから、マイバッグの推進や事業者に対する簡易包装の実施を要請していきます。

施策 4-4 拡大生産者責任の提唱

近年、拡大生産者責任の考え方が少しずつ浸透してきているものの、必ずしも十分とはいえないう状況です。拡大生産者責任に伴う対応を国や県に要望するほか、市内の事業者に対しても協力を依頼していきます。

施策 4-5 指定袋制及びごみ有料化の検討

ごみ処理に関し市民の負担の公平性の確保や適正排出などの効果を踏まえ、東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携しながら指定袋制度及びごみ処理有料化の導入の調査・検討を行います。

施策 4-6 食べ残し等の削減

食品ロスの大きな要因の一つとして、「食べ残し」があるため、家庭における作りすぎの防止や飲食店におけるたのみ過ぎの防止、宴会などでの食べきりの推奨など、食べ残しにつながる原因について啓発を図り、食べ残しなどの削減を推進します。

5.5.6. その他の施策

1) 災害廃棄物処理

国は、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定しています。これに基づき、各自治体でも災害廃棄物処理計画の策定が必要となっており、本市でも平成 30 年 3 月に「八潮市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

なお、八潮市地域防災計画における被害想定などが見直された場合には、東埼玉資源環境組合及び構成市町と連携を図りながら必要に応じて修正を行います。

2) 不法投棄対策

本市では、過去の事例などをもとに、不法投棄されやすい箇所を重点的にパトロールするなどの対策を実施しており、不法投棄ごみ量は、減少傾向を示しています。今後もパトロールなどの対策を継続的に実施することで、不法投棄を抑制していきます。

3) 適正処理困難物

本市では、以下に示すものは、適正処理困難物として収集を行っていません。本市としては、処理できる業者の情報提供に努めていきます。

耐火金庫、ピアノ、ガスボンベ、消火器、注射器、注射針、薬品・薬剤・農薬、廃油、各種オイル・灯油・ガソリン、塗料、大量の接着剤、自動車などのバッテリー、タイヤ、畳、コンクリート、ブロック、レンガ、タイル、石こうボード、建築廃材、残土、灰、石 など
--

◆ 資料編 ◆

資料-1 八潮市の廃棄物処理の沿革

年	月	市、東埼玉資源環境組合	国、県
昭和 40	10	埼玉県東部清掃組合設立	
45	4	燃えるごみ、燃えないごみの2大分別収集開始	
46	7	市直営で空き缶、空き瓶の収集開始(月1回)	
	9		廃棄物処理法施行
47	7	八潮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定	
50	4	空き缶、空き瓶が燃えないごみとなり、月2回の収集となる	
	5	八潮市廃棄物越境投棄防止対策協議会発足	
52	4	燃えないごみ収集、業者委託・収集日程変更	
56	7	埼玉県東部清掃組合第二工場し尿処理施設本稼動	
58	4	事業系一般廃棄物処理業の許可(市内4業者)	
		事業系ごみの別途収集開始	
		燃えるごみ、燃えないごみの収集日程変更	
59	4	粗大ごみの戸別収集開始	
60	4	埼玉県東部清掃組合第二工場ごみ焼却施設本稼動	
		乾電池の分別収集開始	
		資源回収団体奨励金交付要綱制定	
63	4	八潮市資源リサイクルセンター稼動	
	7	資源(空き缶、空き瓶)の収集開始(週1回)	
平成 3	4	有害ごみの分別収集開始	
		し尿処理手数料改定	
4	3	一般廃棄物処理基本計画の策定	

年	月	市、東埼玉資源環境組合	国、県
5	6	八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及び規則の制定(「八潮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全面改正)	
6	2	ごみ減量化対策推進協議会より答申書が提出される	
	4	廃棄物減量等推進委員会が発足する	
	9	最終処分場が完成し供用開始する	
7	7	八潮市リサイクルプラザ稼動	
	10	埼玉県東部清掃組合第一工場ごみ焼却施設増改築後、本稼動	
	12		容器包装リサイクル法施行
8	3	廃棄物減量等推進委員会により「紙ごみの減量について」の答申書が提出される	
	4	八潮市資源回収団体奨励金交付要綱の一部改正(可燃物 1kg あたり 8 円の奨励額に改定)	
9	3	八潮市資源リサイクルセンター廃止	
	4	一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ、し尿処理手数料)の改定並びに消費税の転嫁	
10	3	東部清掃組合第二工場ごみ処理施設の一時休止並びに第一工場し尿処理施設の閉鎖	
11	5	埼玉県東部清掃組合から東埼玉資源環境組合へ名称変更	
	10	東埼玉資源環境組合で新たに堆肥化事業を開始	
12	4	古紙、布類の市収集開始	
	10	東埼玉資源環境組合において、ISO14001 の認証を取得	
13	1		循環型社会形成推進基本法完全施行
			資源有効利用促進法施行
	4		家電リサイクル法完全施行
			グリーン購入法完全施行

年	月	市、東埼玉資源環境組合	国、県
13			食品リサイクル法完全施行
	5		「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」策定
	10		「第5次埼玉県廃棄物処理基本計画」策定
15	3		「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	4	家庭ごみの定曜収集スタート	
	10		資源有効利用促進法に基づくパソコンのリサイクル制度が始まる
16	10	八潮市空き缶のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の施行	
			メーカーなどによる二輪車リサイクルシステムが始まる
	12	八潮市が ISO14001 を認証取得	
17	1		自転車リサイクル法の施行
	4	ペットボトルの分別収集開始(モデル地区2ヶ所、公共施設など13ヶ所)	
		粗大ごみの日曜日戸別収集開始	
18	4	ペットボトル分別収集開始(集積所収集)	
		白色トレイ分別収集開始(公共施設など13箇所)	
19	3	八潮市災害廃棄物処理基本計画策定	
	6	第5期分別収集計画策定	
20	3		「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	4	環境基本条例施行	
21	4	環境基本計画策定	家電リサイクル3品目(液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機)追加
	12	八潮市路上喫煙防止条例を施行	
22	6	第6期分別収集計画策定	

年	月	市、東埼玉資源環境組合	国、県
23	1	東埼玉資源環境組合が循環型社会形成推進地域計画を策定	
	3		第7次埼玉県廃棄物処理基本計画策定
	7	八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及び規則の一部改正(資源物の持ち去り禁止条項の追加)	
	11	東日本大震災の影響で、東埼玉資源環境組合が堆肥の販売を中止	
25	4		小型家電リサイクル法の施工
	5		「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
26	1	東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設の建設工事着工	
	10	東埼玉資源環境組合が堆肥の販売を再開	
28	3		第8次埼玉県廃棄物処理基本計画策定
	4	東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設、本稼働	
		ごみ収集カレンダーを月めくり方式に変更	
	9	東埼玉資源環境組合(仮称)汚泥再生処理センターの建設工事着工	
29	3	八潮市一般廃棄物処理基本計画策定	
30	4	東埼玉資源環境組合汚泥再生処理センター本稼働	
	6		「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
令和元	10		食品ロス削減推進法完全施行
3	3		第9次埼玉県廃棄物処理基本計画策定
	4	ペットボトルの専用ネット袋を集積所に設置し収集開始	
		「ゼロカーボンシティ」共同宣言	
4	4		プラスチック資源循環促進法施行

資料-2 八潮市の条例

○八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

平成5年6月17日

条例第22号

改正 平成5年12月22日条例第31号
平成9年3月28日条例第7号
平成11年6月25日条例第15号
平成11年12月24日条例第27号
平成14年6月24日条例第24号
平成16年3月25日条例第10号
平成23年3月18日条例第7号
平成24年12月21日条例第31号
平成25年12月20日条例第42号
平成28年12月19日条例第40号
平成31年3月20日条例第8号

八潮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 一般廃棄物（第7条—第12条）
- 第3章 一般廃棄物処理業等（第13条—第19条の2）
- 第4章 審議会（第20条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理を行うことにより公衆衛生の向上を図り、かつ、廃棄物の再生利用を促進することにより資源の有効活用を図り、もって市民の健康で快適な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第

137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

2 この条例において「再生利用」とは、廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(平23条例7・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の再生利用を促進するよう努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに再生利用に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、原材料の合理的な使用、製品の過剰な包装の回避等を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業に係る製品が一度使用され、又は廃棄された後、再生資源として利用することを促進するとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物の回収、再生利用等の必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理並びに再生利用に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、廃棄物の再生利用を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

第2章 一般廃棄物

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を毎年定めなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、前条の一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

第9条 市長は、占有者等がその搬出する一般廃棄物を一時的に集積する場所として届け出た場所のうち適当と認めるものその他適当と認める場所をごみ集積所として定めるものとする。

2 占有者等は、一般廃棄物を排出しようとするときは、次のとおり処理しなければならない。

(1) 生活環境の保全上支障がなく、容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分すること。

(2) 自ら処分することができない一般廃棄物は、市長の定める方法により、分別した上、袋等の容器に収納し、所定の期日にごみ集積所に搬出すること。

(3) 粗大ごみ又は多量ごみは、市長の定める方法により処理すること。

3 次に掲げる廃棄物は、ごみ集積所に搬出してはならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性のあるもの

(4) 容積又は重量の著しく大きいもの

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの

(6) その他市長が特に一般廃棄物を処理する上で支障があると認めたもの

4 市長は、生活環境の保全上支障を生ずると認めるときは、占有者等が一般廃棄物を処理する際に必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

(平23条例7・一部改正)

(資源物の持ち去りの禁止)

第9条の2 市長は、ごみ集積所に、規則で定めるところにより、ごみ集積所である旨及び資源物(廃棄物のうち再生利用の目的となるもので規則で定めるものをいう。以下同じ。)を持ち去ることを禁止する旨の表示をすることができる。

2 市及び第23条の規定により委託を受けた者以外の者は、前項の表示があるごみ集積所に搬出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、規則で定めるところにより、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平23条例7・追加)

(動物の死体処理の申出)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難なときは、速やかに市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任で処理することができ

ないときは、市長が定める方法により処理しなければならない。

2 市長は、前項の一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、当該一般廃棄物の減量、再生利用等に関する計画書の提出を求めることができる。

(一般廃棄物の手数料)

第12条 一般廃棄物の手数料は、別表第1に定める手数料の額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(平9条例7・平25条例42・平31条例8・一部改正)

第3章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第13条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行おうとする者又は法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(平16条例10・一部改正)

(許可証の交付)

第14条 市長は、前条の許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）が、許可証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けなければならない。

(廃止又は変更)

第15条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は住所その他の変更をしたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業の停止)

第16条 市長は、一般廃棄物処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分若しくはこの条例の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(3) 法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受け、又は自ら事業を実施しないとき。

(平16条例10・一部改正)

(許可の取消し)

第16条の2 市長は、一般廃棄物処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 法第7条の3第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

2 市長は、一般廃棄物処理業者が前条第2号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による処分をした場合には、直ちにその旨を一般廃棄物処理業者に通知するものとする。

(平16条例10・追加)

(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)

第17条 一般廃棄物処理業の許可及び当該許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

2 既納した手数料は、返還しない。

(浄化槽清掃業の許可)

第18条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(読替規定)

第19条 第14条、第15条及び第17条の規定は、前条の許可を受けた者に準用する。この場合において、第14条第2項及び第15条中「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、第17条第1項中「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と読み替えるものとする。

(平16条例10・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第19条の2 市長は、浄化槽清掃業者に対して、浄化槽法第41条第2項の規定による処分を行うことができる。

(平16条例10・追加)

第4章 審議会

(審議会の設置)

第20条 市が策定した総合的な廃棄物の減量化、再生利用等の推進を図るため、法第5条の7第

1 項の規定により、八潮市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平14条例24・平16条例10・一部改正）

（審議会の組織等）

第21条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 商工業団体の代表者
- (3) 消費者の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（平11条例15・一部改正）

（委員の任期）

第22条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

（業務の委託）

第23条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の一部を適当と認める者に委託することができる。

（報告の徴収）

第24条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集、運搬又は浄化槽の清掃（浄化槽清掃業者に限る。）について、市長に必要な報告をしなければならない。

（立入検査）

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平16条例10・追加）

（技術管理者の資格）

第26条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道
-
-

-
- 部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- （平24条例31・追加、平31条例8・一部改正）
- （八潮市行政手続条例の適用除外）

第27条 第9条の2第3項の規定による命令については、八潮市行政手続条例（平成9年条例第23号）第3章の規定は適用しない。

（平23条例7・追加、平24条例31・旧第26条繰下）

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例10・旧第25条繰下、平23条例7・旧第26条繰下、平24条例31・旧第27条繰下)

第6章 罰則

(平23条例7・追加)

第29条 第9条の2第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平23条例7・追加、平24条例31・旧第28条繰下)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平23条例7・追加、平24条例31・旧第29条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした改正前の八潮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可は、改正後の八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則 (平成5年条例第31号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第7号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第1項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 略
-

附 則（平成11年条例第27号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第7号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第2条による改正後の八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条第1項の規定は、施行日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 改正後の第12条第1項の規定は、平成31年10月1日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
-

別表第1（第12条関係）

（平5条例31・平9条例7・平11条例27・平28条例40・一部改正）

区分	手数料			備考
し尿	定額制（月額）	普通便	1世帯につき 360円	(1) 臨時に処理する場合は、従量制による。
		槽	1人につき 310円	
		無臭便	1世帯につき 510円	(2) 人数により手数料を積算する場合は、1歳未満の者を除く。
		槽	1人につき 310円	
従量制	36リットルにつき 330円			
犬、猫その他動物の死体	1体につき 3,000円			1箇所から2体以上の動物の死体を収集及び運搬する場合は、1体として手数料を徴収する。
粗大ごみ又は多量ごみ	市長の指定する場所へ搬入する場合には、10キログラムにつき 150円			(1) 10キログラムに満たないときは、これを10キログラムに切り上げるものとする。
	市が戸別収集する場合には、10キログラムにつき150円として算出した額に収集運搬料600円を加算して得た額			
事業活動によって生じた一般廃棄物	10キログラムにつき 210円			(2) 10キログラムを超えるときは、10キログラム未満の端数は四捨五入するものとする。

別表第2（第17条、第19条関係）

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料 1件につき 2,000円
- (2) 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料 1件につき 1,000円
- (3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 2,000円
- (4) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 1,000円

○八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例

平成16年9月28日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要なことを定め、市民、事業者及び市が協働して環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器及び包装（破損された容器及び包装、中身の入った容器及び包装並びに栓及びふたを含む。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず並びに廃プラスチック類をいう。
- (2) 回収容器等 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類する物をいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等を回収容器等その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置（以下「ポイ捨て等」という。）の防止のために必要な施策を計画的に実施するものとする。

2 市は、ポイ捨て等の防止による環境美化の推進について、事業者及び市民等の意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興が図られるよう努めるものとする。

3 市は、事業者及び市民等の環境美化に関する活動を推進するため、情報提供その他必要に応じた支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ポイ捨て等の防止による環境美化を推進するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 ポイ捨ての原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行う事業者は、そのポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住地域において、ポイ捨て等の防止による環境美化の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主等の責務)

第6条 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主等」という。）は、当該飼い犬が屋外でふんをしたときは、用具等に入れて持ち帰り適切に処理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地を所有し、占有し、又は管理するもの（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の推進のために、市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い主等は、公園、広場、道路、河川、水路その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等に当該飼い犬のふんを放置してはならない。

(回収容器等の設置及び管理)

第10条 自動販売機により飲料を販売する事業者その他空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の販売を行う事業者は、空き缶等の散乱防止のため、当該販売する場所に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(きれいなまちづくり推進地域の指定)

第11条 市長は、ポイ捨て等の防止による環境美化を推進するため、必要があると認められる地域をきれいなまちづくり推進地域（以下「推進地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、推進地域を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により推進地域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示するものとする。

(施策の重点実施)

第12条 市長は、推進地域において、ポイ捨て等の防止による環境美化の推進のための施策を重点的に実施するものとする。

(環境美化指導員)

第13条 市長は、ポイ捨て等の防止に関する啓発、指導その他の環境美化に関する活動を実施するため、環境美化指導員を委嘱することができる。

(立入調査)

第14条 市長は、市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、市長が指定する職員(以下「指定職員」という。)にポイ捨て若しくは飼い犬のふんの放置がされている場所又は販売が行われている場所若しくは回収容器等が設置されている場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第15条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、市内の環境美化の推進を図るため必要な限度において、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第10条の規定に違反することにより、生活環境を著しく阻害していると認められる事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第16条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その事業者に対し当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた事業者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第18条 第16条第2項の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、10万円以下の罰金に処する。

第19条 第16条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、5万円以下の罰金に処する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

ただし、第13条の規定は平成17年4月1日から、第18条及び第19条の規定は平成17年1月1日から施行する。

資料-3 ごみ処理の予測

ごみ処理などの将来予測に関するフローは、資料図 1 に示すとおりです。将来予測は、過去の実績値を考慮して行いました。

人口の将来予測は、「第 5 次八潮市総合計画」の計画人口に基づき設定しました。

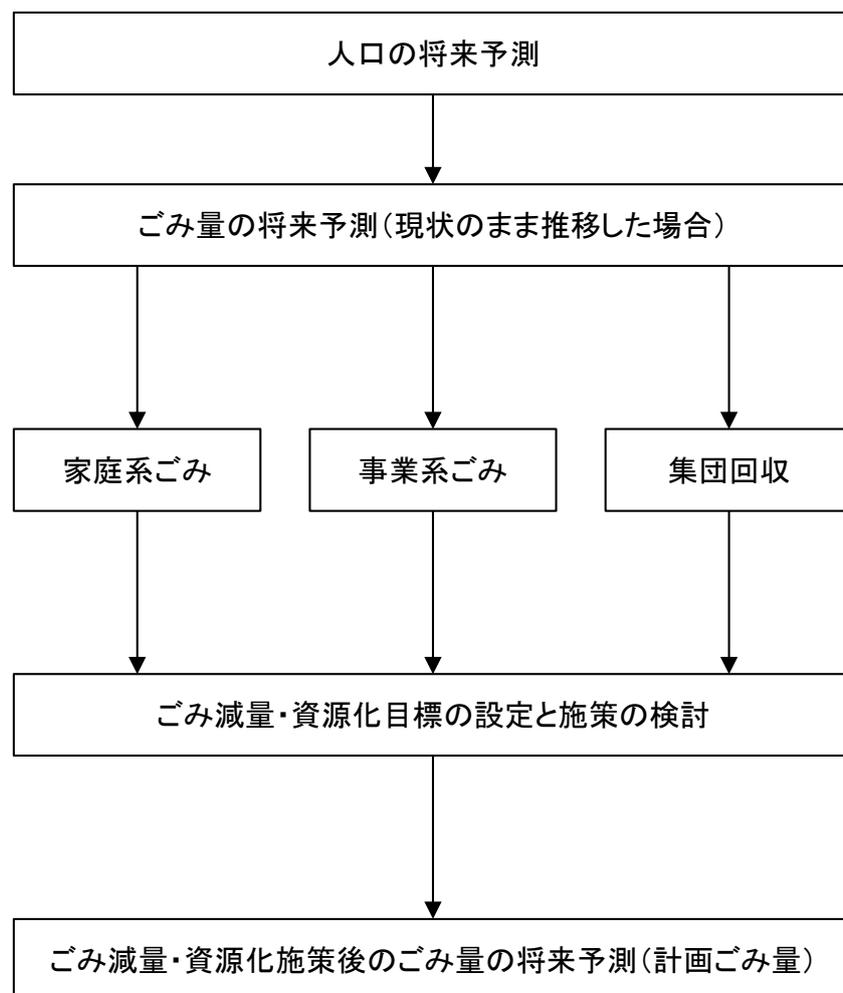
また、ごみ量の将来予測は、以下の 2 通りを行っています。

①現状のまま推移した場合のごみ量

個別のごみ排出量原単位（可燃ごみ、不燃・有害ごみ、資源物など）について、将来の傾向を把握し、現状のまま推移した場合のごみ量の将来予測を行います（資料表 1、資料表 2）。

②計画ごみ量

現状のまま推移した場合のごみ量を踏まえて、目標値の設定や施策の検討を行った計画ごみ量について将来予測を行います（資料表 3、資料表 4）。



資料図 1 ごみ排出量の将来予測フロー

資料表 1 ごみ排出量予測結果（現状のまま推移した場合）

		実績					計画					
		H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人口	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496	93,020	93,544	94,067	94,591	95,115	94,775
家庭系ごみ排出量	t	21,042.34	21,165.08	21,570.63	22,142.34	23,162.08	22,325.70	22,451.09	22,635.89	22,693.88	22,811.90	22,720.62
可燃ごみ	t	17,611.32	17,754.92	18,039.35	18,441.92	19,034.10	18,375.96	18,433.35	18,540.87	18,546.91	18,603.09	18,490.20
不燃・有害ごみ	t	790.07	787.46	843.62	916.02	964.22	949.64	967.28	986.04	998.14	1,012.35	1,016.34
粗大ごみ	t	266.71	258.56	316.48	323.66	356.39	351.75	360.90	370.45	377.02	384.32	387.44
資源物	t	2,374.24	2,364.14	2,371.18	2,460.74	2,807.37	2,648.35	2,689.56	2,738.53	2,771.81	2,812.14	2,826.64
ビン・カン	t	1,077.45	1,046.27	1,000.55	1,001.26	1,069.55	1,013.47	1,008.94	1,008.42	1,003.32	1,001.93	991.78
ペットボトル	t	219.66	240.13	248.97	258.04	277.48	276.71	283.39	290.92	296.58	302.73	306.15
布類	t	160.26	155.33	160.82	173.89	212.42	206.43	218.86	232.74	246.17	261.07	273.97
古紙類	t	910.88	915.71	956.54	1,022.70	1,242.42	1,146.91	1,173.85	1,201.90	1,221.18	1,242.17	1,250.53
白色トレイ	t	0.12	0.12	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
枝・草	t	5.87	6.58	4.20	4.77	5.41	4.75	4.44	4.48	4.49	4.17	4.15
事業系ごみ排出量	t	9,317.78	9,191.36	9,255.42	9,046.87	8,560.85	9,017.82	8,982.47	8,951.28	8,923.39	8,898.16	8,875.12
可燃ごみ	t	9,304.69	9,065.49	9,173.62	8,940.56	8,474.56	8,917.10	8,881.75	8,850.56	8,822.67	8,797.44	8,774.40
不燃・有害ごみ	t	1.07	0.35	0.04	1.09	0.08	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
粗大ごみ	t	2.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
資源物	t	9.76	125.52	81.76	105.22	86.21	100.19	100.19	100.19	100.19	100.19	100.19
ビン・カン	t	8.85	5.95	6.66	7.09	2.56	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22
ペットボトル	t	0.91	0.91	1.56	2.72	1.31	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48
枝・草	t	0.00	118.66	73.54	95.41	82.34	92.49	92.49	92.49	92.49	92.49	92.49
集団回収量	t	994.43	898.45	819.03	728.50	598.56	617.10	580.62	550.01	520.83	495.60	468.91
古紙類	t	942.94	852.14	774.68	682.28	560.19	570.44	533.69	502.69	473.39	447.88	421.36
新聞	t	387.55	336.40	296.57	249.75	168.96	180.97	160.47	142.88	126.71	112.14	98.24
雑誌	t	270.61	247.82	222.00	184.68	160.54	158.90	147.50	138.06	129.13	121.51	113.46
段ボール	t	282.62	265.40	254.40	246.51	230.09	228.84	223.98	220.00	215.79	212.47	207.90
牛乳パック	t	2.16	2.53	1.71	1.34	0.60	1.73	1.74	1.75	1.76	1.76	1.76
ウエス	t	37.40	32.49	30.37	30.60	23.37	31.78	31.96	32.22	32.31	32.49	32.38
鉄類	t	9.13	9.88	10.64	10.96	10.92	10.57	10.63	10.72	10.75	10.81	10.77
ビン	t	3.63	2.58	1.40	1.09	0.68	1.95	1.96	1.98	1.98	2.00	1.99
ペットボトル	t	1.33	1.36	1.94	3.57	3.40	2.36	2.38	2.40	2.40	2.42	2.41
その他	t	24.96	22.98	22.84	18.71	14.06	20.71	20.71	20.71	20.71	20.71	20.71
公共施設	t	8.02	9.15	7.34	8.49	4.34	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47
町内清掃	t	1.51	1.08	1.25	1.97	0.15	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19
不法投棄	t	15.43	12.75	14.25	8.25	9.57	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05
治水公園	t	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ごみ総排出量	t	31,379.51	31,277.87	31,667.92	31,936.42	32,335.55	31,981.33	32,034.89	32,157.89	32,158.81	32,226.37	32,085.36
ごみ排出量(集団回収除く)	t	30,385.08	30,379.42	30,848.89	31,207.72	31,736.99	31,364.23	31,454.27	31,607.88	31,637.98	31,730.77	31,616.45
1人1日あたりごみ総排出量	g/人日	982.23	960.55	951.87	945.76	957.78	941.95	938.25	934.04	931.44	928.26	927.52
1人1日あたりごみ排出量	g/人日	948.50	932.96	927.26	926.72	937.48	923.78	921.24	918.07	916.36	913.98	913.96
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人日	658.66	649.99	648.37	655.72	686.06	657.56	657.55	657.47	657.30	657.08	656.80
1人1日あたり可燃ごみ排出量	g/人日	549.75	545.26	542.23	547.63	562.25	541.23	539.88	538.53	537.19	535.85	534.51
1人1日あたり不燃・有害ごみ排出量	g/人日	24.66	24.18	25.36	27.20	28.48	27.97	28.33	28.64	28.91	29.16	29.38
1人1日あたり粗大ごみ排出量	g/人日	8.33	7.94	9.51	9.61	10.53	10.36	10.57	10.76	10.92	11.07	11.20
1人1日あたり集団回収量	g/人日	31.04	27.59	24.62	21.63	17.68	18.18	17.01	15.98	15.09	14.28	13.56

資料表 2 ごみ処理量予測結果（現状のまま推移した場合）

		実績					計画					
		H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人口	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496	93,020	93,544	94,067	94,591	95,115	94,775
ごみ総排出量	t	31,379.51	31,277.87	31,667.92	31,936.42	32,335.55	31,981.33	32,034.89	32,157.89	32,158.81	32,226.37	32,085.36
ごみ総排出量(集団回収除く)	t	30,385.08	30,379.42	30,848.89	31,207.72	31,736.99	31,364.23	31,454.27	31,607.88	31,637.98	31,730.77	31,616.45
中間処理量	t	29,477.21	29,338.35	29,814.51	30,084.96	30,406.73	29,943.52	30,024.08	30,171.11	30,198.90	30,291.78	30,180.86
焼却処理量	t	26,916.01	26,820.41	27,212.97	27,382.48	27,508.66	27,393.29	27,439.16	27,544.52	27,545.31	27,603.17	27,482.39
直接焼却量	t	26,417.30	26,320.90	26,647.79	26,787.50	26,854.15	26,826.70	26,871.62	26,974.80	26,975.57	27,032.24	26,913.96
可燃残渣焼却量	t	498.71	499.51	565.18	594.98	654.51	566.59	567.54	569.72	569.73	570.93	568.43
焼却以外の中間処理量	t	2,561.20	2,517.94	2,601.54	2,702.48	2,898.07	2,550.23	2,584.92	2,626.59	2,653.59	2,688.61	2,698.47
粗大ごみ	t	243.83	221.74	269.66	268.79	284.48	293.57	301.20	309.17	314.66	320.75	323.35
資源ごみ	t	1,077.45	1,046.27	1,000.55	1,001.26	1,069.55	1,013.47	1,008.94	1,008.42	1,003.32	1,001.93	991.78
不燃ごみ	t	789.45	786.61	842.98	915.18	963.77	948.88	966.50	985.25	997.34	1,011.54	1,015.53
ペットボトル	t	219.66	240.13	248.97	258.04	277.48	276.71	283.39	290.92	296.58	302.73	306.15
事業ビン・カン	t	8.85	5.95	6.66	7.09	2.56	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22
事業粗大	t	2.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業持込	t	1.07	0.35	0.04	1.09	0.08	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
個人持込	t	31.88	36.82	46.82	54.87	71.91	58.18	59.70	61.28	62.36	63.57	64.09
公共施設	t	8.02	9.15	7.34	8.49	4.34	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47
町内清掃	t	1.51	1.08	1.25	1.97	0.15	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19
不法投棄	t	15.43	12.75	14.25	8.25	9.57	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05
布類	t	160.26	155.33	160.82	173.89	212.42	206.43	218.86	232.74	246.17	261.07	273.97
回収ペットボトル	t	0.91	0.91	1.56	2.72	1.31	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48
乾電池	t	0.62	0.85	0.64	0.84	0.45	0.76	0.78	0.79	0.80	0.81	0.81
まごころ	t	243.83	221.74	269.66	268.79	284.48	293.57	301.20	309.17	314.66	320.75	323.35
資源化量	t	3,449.66	3,425.87	3,329.93	3,369.00	3,527.68	3,397.29	3,390.01	3,393.39	3,383.54	3,382.23	3,357.10
直接資源化量(古紙類、白色ト)	t	911.00	915.83	956.64	1,022.78	1,242.51	1,146.99	1,173.93	1,201.97	1,221.25	1,242.24	1,250.59
中間処理後資源化量	t	1,544.23	1,611.59	1,554.26	1,617.72	1,686.61	1,633.20	1,635.46	1,641.41	1,641.46	1,644.39	1,637.60
リサイクルプラザ資源化量	t	1,538.36	1,486.35	1,476.52	1,517.54	1,598.86	1,535.96	1,538.53	1,544.44	1,544.48	1,547.73	1,540.96
枝・草量(組合堆肥化)	t	5.87	125.24	77.74	100.18	87.75	97.24	96.93	96.97	96.98	96.66	96.64
集団回収量	t	994.43	898.45	819.03	728.50	598.56	617.10	580.62	550.01	520.83	495.60	468.91
組合堆肥化量	t	5.87	125.24	77.74	100.18	87.75	97.24	96.93	96.97	96.98	96.66	96.64
焼却残渣量	t	2,658.00	2,641.00	2,639.00	2,635.00	2,731.00	2,682.86	2,687.35	2,697.67	2,697.74	2,703.41	2,691.58
焼却残渣資源化量	t	1,307.00	1,310.00	1,322.00	1,351.00	1,386.00	1,346.07	1,348.32	1,353.50	1,353.54	1,356.38	1,350.44
焼却残渣埋立量	t	1,351.00	1,331.00	1,317.00	1,284.00	1,345.00	1,336.79	1,339.03	1,344.17	1,344.21	1,347.03	1,341.14
処理残渣発生量(リサイクルプラザ)	t	886.21	870.47	948.30	972.74	1,100.23	964.59	966.21	969.92	969.94	971.98	967.73
可燃残物量	t	495.57	498.60	563.62	592.26	653.20	566.59	567.54	569.72	569.73	570.93	568.43
不燃残渣量	t	349.55	329.70	348.04	337.22	385.32	352.73	353.32	354.68	354.69	355.43	353.88
委託処理量	t	41.09	42.17	36.64	43.26	61.71	45.27	45.35	45.52	45.52	45.62	45.42
最終処分量	t	1,700.55	1,660.70	1,665.04	1,621.22	1,730.32	1,689.52	1,692.35	1,698.85	1,698.90	1,702.46	1,695.02
リサイクル率	%	10.99	10.95	10.52	10.55	10.91	10.62	10.58	10.55	10.52	10.50	10.46
焼却残渣率	%	9.88	9.85	9.70	9.62	9.93	9.79	9.79	9.79	9.79	9.79	9.79
最終処分率	%	5.60	5.47	5.40	5.19	5.45	5.39	5.38	5.37	5.37	5.37	5.36
1人1日あたり最終処分量	g/人日	53.23	51.00	50.05	48.01	51.25	49.76	49.57	49.34	49.21	49.04	49.00

資料表 3 ごみ排出量予測結果（計画ごみ量）

		実績					計画					
		H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人口	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496	93,020	93,544	94,067	94,591	95,115	94,775
家庭系ごみ排出量	t	21,042.34	21,165.08	21,570.63	22,142.34	23,162.08	22,285.99	22,300.69	22,370.97	22,314.95	22,317.21	22,114.72
可燃ごみ	t	17,611.32	17,754.92	18,039.35	18,441.92	19,034.10	18,336.25	18,270.75	18,250.71	18,129.20	18,055.50	17,817.33
不燃・有害ごみ	t	790.07	787.46	843.62	916.02	964.22	949.64	933.43	917.01	893.34	870.62	838.48
粗大ごみ	t	266.71	258.56	316.48	323.66	356.39	351.75	348.26	344.52	337.43	330.51	319.64
資源物	t	2,374.24	2,364.14	2,371.18	2,460.74	2,807.37	2,648.35	2,748.25	2,858.73	2,954.98	3,060.58	3,139.27
ビン・カン	t	1,077.45	1,046.27	1,000.55	1,001.26	1,069.55	1,013.47	1,008.94	1,008.42	1,003.32	1,001.93	991.78
ペットボトル	t	219.66	240.13	248.97	258.04	277.48	276.71	283.39	290.92	296.58	302.73	306.15
布類	t	160.26	155.33	160.82	173.89	212.42	206.43	218.86	232.74	246.17	261.07	273.97
古紙類	t	910.88	915.71	956.54	1,022.70	1,242.42	1,146.91	1,232.54	1,322.10	1,404.35	1,490.61	1,563.16
白色トレイ	t	0.12	0.12	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
枝・草	t	5.87	6.58	4.20	4.77	5.41	4.75	4.44	4.48	4.49	4.17	4.15
事業系ごみ排出量	t	9,317.78	9,191.36	9,255.42	9,046.87	8,560.85	8,943.06	8,871.18	8,803.13	8,738.12	8,675.55	8,614.99
可燃ごみ	t	9,304.69	9,065.49	9,173.62	8,940.56	8,474.56	8,842.34	8,770.46	8,702.41	8,637.40	8,574.83	8,514.27
不燃・有害ごみ	t	1.07	0.35	0.04	1.09	0.08	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
粗大ごみ	t	2.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
資源物	t	9.76	125.52	81.76	105.22	86.21	100.19	100.19	100.19	100.19	100.19	100.19
ビン・カン	t	8.85	5.95	6.66	7.09	2.56	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22
ペットボトル	t	0.91	0.91	1.56	2.72	1.31	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48
枝・草	t	0.00	118.66	73.54	95.41	82.34	92.49	92.49	92.49	92.49	92.49	92.49
集団回収量	t	994.43	898.45	819.03	728.50	598.56	604.08	596.79	591.34	583.57	577.68	567.21
古紙類	t	942.94	852.14	774.68	682.28	560.19	557.42	549.86	544.02	536.13	529.96	519.66
新聞	t	387.55	336.40	296.57	249.75	168.96	167.60	166.21	165.25	163.36	161.90	158.96
雑誌	t	270.61	247.82	222.00	184.68	160.54	159.25	157.93	157.02	155.22	153.83	151.04
段ボール	t	282.62	265.40	254.40	246.51	230.09	228.84	223.98	220.00	215.79	212.47	207.90
牛乳パック	t	2.16	2.53	1.71	1.34	0.60	1.73	1.74	1.75	1.76	1.76	1.76
ウエス	t	37.40	32.49	30.37	30.60	23.37	31.78	31.96	32.22	32.31	32.49	32.38
鉄類	t	9.13	9.88	10.64	10.96	10.92	10.57	10.63	10.72	10.75	10.81	10.77
ビン	t	3.63	2.58	1.40	1.09	0.68	1.95	1.96	1.98	1.98	2.00	1.99
ペットボトル	t	1.33	1.36	1.94	3.57	3.40	2.36	2.38	2.40	2.40	2.42	2.41
その他	t	24.96	22.98	22.84	18.71	14.06	20.71	20.71	20.71	20.71	20.71	20.71
公共施設	t	8.02	9.15	7.34	8.49	4.34	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47
町内清掃	t	1.51	1.08	1.25	1.97	0.15	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19
不法投棄	t	15.43	12.75	14.25	8.25	9.57	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05
治水公園	t	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ごみ総排出量	t	31,379.51	31,277.87	31,667.92	31,936.42	32,335.55	31,853.84	31,789.37	31,786.15	31,657.35	31,591.15	31,317.63
ごみ排出量(集団回収除く)	t	30,385.08	30,379.42	30,848.89	31,207.72	31,736.99	31,249.76	31,192.58	31,194.81	31,073.78	31,013.47	30,750.42
1人1日あたりごみ総排出量	g/人日	982.23	960.55	951.87	945.76	957.78	938.20	931.05	923.25	916.92	909.96	905.32
1人1日あたりごみ排出量	g/人日	948.50	932.96	927.26	926.72	937.48	920.40	913.58	906.07	900.02	893.32	888.93
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人日	656.86	649.99	648.37	657.52	684.18	656.39	653.15	649.78	646.33	642.83	639.29
1人1日あたり可燃ごみ排出量	g/人日	549.75	545.26	542.23	547.63	562.25	540.06	535.12	530.10	525.09	520.08	515.06
1人1日あたり不燃・有害ごみ排出量	g/人日	24.66	24.18	25.36	27.20	28.48	27.97	27.34	26.64	25.87	25.08	24.24
1人1日あたり粗大ごみ排出量	g/人日	8.33	7.94	9.51	9.61	10.53	10.36	10.20	10.01	9.77	9.52	9.24
1人1日あたり集団回収量	g/人日	31.04	27.59	24.62	21.63	17.68	17.79	17.48	17.18	16.90	16.64	16.40

資料表 4 ごみ処理量予測結果 (計画ごみ量)

		実績					計画					
		H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人口	人	87,527	89,212	91,148	92,262	92,496	93,020	93,544	94,067	94,591	95,115	94,775
ごみ総排出量	t	31,379.51	31,277.87	31,667.92	31,936.42	32,335.55	32,335.55	31,853.84	31,789.37	31,786.15	31,657.35	31,591.15
ごみ総排出量(集団回収除く)	t	30,385.08	30,379.42	30,848.89	31,207.72	31,736.99	31,736.99	31,249.76	31,192.58	31,194.81	31,073.78	31,013.47
中間処理量	t	29,477.21	29,338.35	29,814.51	30,084.96	30,406.73	30,406.73	29,834.32	29,767.30	29,757.74	29,624.98	29,552.15
焼却処理量	t	26,916.01	26,820.41	27,212.97	27,382.48	27,508.66	27,508.66	27,284.09	27,228.87	27,226.11	27,115.78	27,059.08
直接焼却量	t	26,417.30	26,320.90	26,647.79	26,787.50	26,854.15	26,719.75	26,665.68	26,662.98	26,554.93	26,499.40	26,269.97
可燃残渣焼却量	t	498.71	499.51	565.18	594.98	654.51	564.33	563.19	563.13	560.85	559.68	554.83
焼却以外の中間処理量	t	2,561.20	2,517.94	2,601.54	2,702.48	2,898.07	2,550.23	2,538.43	2,531.63	2,509.20	2,493.07	2,452.81
粗大ごみ	t	243.83	221.74	269.66	268.79	284.48	293.57	290.65	287.53	281.62	275.84	266.77
資源ごみ	t	1,077.45	1,046.27	1,000.55	1,001.26	1,069.55	1,013.47	1,008.94	1,008.42	1,003.32	1,001.93	991.78
不燃ごみ	t	789.45	786.61	842.98	915.18	963.77	948.88	932.68	916.28	892.62	869.92	837.81
ペットボトル	t	219.66	240.13	248.97	258.04	277.48	276.71	283.39	290.92	296.58	302.73	306.15
事業ビン・カン	t	8.85	5.95	6.66	7.09	2.56	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22	6.22
事業粗大	t	2.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業持込	t	1.07	0.35	0.04	1.09	0.08	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
個人持込	t	31.88	36.82	46.82	54.87	71.91	58.18	57.61	56.99	55.81	54.67	52.87
公共施設	t	8.02	9.15	7.34	8.49	4.34	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47	7.47
町内清掃	t	1.51	1.08	1.25	1.97	0.15	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19
不法投棄	t	15.43	12.75	14.25	8.25	9.57	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05	12.05
布類	t	160.26	155.33	160.82	173.89	212.42	206.43	218.86	232.74	246.17	261.07	273.97
回収ペットボトル	t	0.91	0.91	1.56	2.72	1.31	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48	1.48
乾電池	t	0.62	0.85	0.64	0.84	0.45	0.76	0.75	0.73	0.72	0.70	0.67
まごころ	t	243.83	221.74	269.66	268.79	284.48	293.57	290.65	287.53	281.62	275.84	266.77
資源化量	t	3,449.66	3,425.87	3,329.93	3,369.00	3,527.68	3,454.64	3,605.75	3,766.05	3,909.45	4,061.54	4,182.38
直接資源化量(古紙類、白色ト)	t	911.00	915.83	956.64	1,022.78	1,242.51	1,146.99	1,232.62	1,322.17	1,404.42	1,490.68	1,563.22
中間処理後資源化量	t	1,544.23	1,611.59	1,554.26	1,617.72	1,686.61	1,703.57	1,776.34	1,852.54	1,921.46	1,993.18	2,051.95
リサイクルプラザ資源化量	t	1,538.36	1,486.35	1,476.52	1,517.54	1,598.86	1,606.33	1,679.41	1,755.57	1,824.48	1,896.52	1,955.31
枝・草量(組合堆肥化)	t	5.87	125.24	77.74	100.18	87.75	97.24	96.93	96.97	96.98	96.66	96.64
集団回収量	t	994.43	898.45	819.03	728.50	598.56	604.08	596.79	591.34	583.57	577.68	567.21
組合堆肥化量	t	5.87	125.24	77.74	100.18	87.75	97.24	96.93	96.97	96.98	96.66	96.64
焼却残渣量	t	2,658.00	2,641.00	2,639.00	2,635.00	2,731.00	2,672.16	2,666.75	2,666.48	2,655.68	2,650.12	2,627.18
焼却残渣資源化量	t	1,307.00	1,310.00	1,322.00	1,351.00	1,386.00	1,340.70	1,337.99	1,337.85	1,332.43	1,329.64	1,318.13
焼却残渣埋立量	t	1,351.00	1,331.00	1,317.00	1,284.00	1,345.00	1,331.46	1,328.77	1,328.63	1,323.25	1,320.48	1,309.05
処理残渣発生量(リサイクルプラザ)	t	886.21	870.47	948.30	972.74	1,100.23	960.74	958.80	958.70	954.82	952.82	944.57
可燃残物量	t	495.57	498.60	563.62	592.26	653.20	564.33	563.19	563.13	560.85	559.68	554.83
不燃残渣量	t	349.55	329.70	348.04	337.22	385.32	351.32	350.61	350.58	349.16	348.43	345.41
委託処理量	t	41.09	42.17	36.64	43.26	61.71	45.09	45.00	44.99	44.81	44.72	44.33
最終処分量	t	1,700.55	1,660.70	1,665.04	1,621.22	1,730.32	1,682.78	1,679.38	1,679.21	1,672.40	1,668.91	1,654.46
リサイクル率	%	10.99	10.95	10.52	10.55	10.91	10.85	11.34	11.85	12.35	12.86	13.35
焼却残渣率	%	9.88	9.85	9.70	9.62	9.93	9.79	9.79	9.79	9.79	9.79	9.79
最終処分率	%	5.60	5.47	5.40	5.19	5.45	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38	5.38
1人1日あたり最終処分量	g/人日	53.23	51.00	50.05	48.01	51.25	49.56	49.19	48.77	48.44	48.07	47.83

八潮市一般廃棄物処理基本計画

～ごみ処理基本計画編～（2022～2031 年度）

発行日 令和4年3月

発行者 八潮市

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL: 048-996-2111（代表）

FAX: 048-995-7367

URL: <https://www.city.yashio.lg.jp/>